

時の楔通信

第〱〇〱号

一九八四・九

一序

目次について

表現をおこなう場合、とりわけ、持続的な刊行を自力で展開する場合に、時間の欠乏、経済的圧迫、内容が質と量ともに多岐にわたるといふ理由づけを自らの困難さに等置してはならないと少くとも私たちは考えている。それ以上に重要なのは、例えば、待機している時と、格闘している時に、呼吸や身体の戦闘速度が、文体や構想に、どのような影響を及ぼすか、〱敵〱が倒れた後の光景のむこうへもどくように表現しているか、という自問の組織化であろう。記述と刊行の仕方、表現と存在の仕方が、時〱空間の関係性を交換しても応用しうるように、という祈りの成果の乏しさだけが、私たちのこの通信を出現させるに際しての苦痛である。

目次は、読者が、構成を瞬時に把握するために必要であるとして、作成主体からも、同じことが対極で必要である。その意味からは、第〱八〱〱号の第Ⅰ部、第Ⅱ部、第Ⅲ部という構成は、最も拡がりも深さを与えうると感じており、一方、各号の位相差が包圍する何かの振幅も、限りなく親しい。第〱九〱〱号の序破急も、この号では、それ故にこそ、あえて目次なしで構成してみる。それが、どのような情勢的根拠と表現的效果をもつか、この号にふれる全ての人々と共に追求していきたい。

一九八四年九月一三日

時の楔通信編集発行委員会
(連絡先Ⅱ) (闘争の現場)

〱東京〱地裁〱高裁

第一次訴訟 (高裁第一民事部)

一九八四年三月二六日 (第三〱四回)

第〱九〱〱号二七ページでは、「〱三・一〱」付の忌避が原告から提出されている」と記されているが、この部分を含む数行は、校正段階で記入され、その後、刊行後に提出日付をさらに〱三・二〱と変更している。〱訂正〱には、このような過程もあることを、この機会にのべておく。日付を変更した理由は、公判日付を前にして、まず〱の生誕の日付を媒介に忌避表現を作成したが、あまり前に提出すると、却下〱判決強行を招きかねないという配慮があったからである。内容について要約すると、

- (代理人)
- 一、通信第〱八〱〱号一三ページを添付しつつか裁判官の弁護士不在を理由とする審理放棄を(一)公判総体の位相から批判。
 - 二、〱一九八三・八・二九〱表現を添付しつつか前記の批判を具体化。
 - 三、〱一九八三・九・一〱表現を添付しつつか判決期日の指定の仕方を批判。

それぞれについて、審理手続外〱以前の不当性をもち、民訴法第三七条〱但し書の忌避理由に相当し、かつ裁判の原則、憲法第三二条の空文化が本件によって問われていることを指摘している。原告としては、この忌避申立により審理の執行停止が可能になる

としても、それをほみ出す判決強行をも考慮に入れ、八二二号法廷における第二次忌避〱異議〱特別抗告〱制裁をくぐる表現〱をも準備して参加人(中尾)と共に待機していたが、実際には判決は延期されることになった。法的水準としては勝利であるが、本質的には、より巨大で複素的な課題が、これ以降にもちこされてきた。その断片を示すと、本来、原告団総体で展開する予定の忌避が、表現の構造や時間との格闘のズレ等により統一にできなかった事態をどのように突破するかであった。戦術的には時間差攻撃が、京都地裁で試みたように有効であるとして、その〱時間差〱の根源に関する統一的把握が東京高裁公判でいられる抽象性のためにも十分でなかった、といいかえてもよい。このことは、原告に対する判決は延期されたが、参加人(清水)に対する判決は不在のまま行われた可能性(少なくとも原告の在廷中は判決の言渡しはなかったが、裁判官の気配から感じとれ、また、四月はじめに松下の住居へとどいた特別送達の内容は未開封で応用していったために、具体的に判明したのは六・一の閲覧時であるが、清水に対する判決は参加申立の部に限られ、神戸地裁研究室公判の前例をあげつつか参加の必然をのべた控訴人側の主張を却下していた。)が示す情勢的分離をいかに転倒するかという問いとして迫ってきた。

より巨大な波として原告に感受されていたのは、〱六九年〱七四〱年〱七九年〱と五年のリズムでやってきた〱制裁〱の壁を法を含み、かつ法以上の存在領域でくぐりつつかある、ということであり、下着から書類に至るまで、身体にふれるものだけを予期している被拘束領域にさらす時の〱河川敷〱との双極変換構造であった。一瞬後には何事もなかったように法廷の外へにじり出ていたにしても、この

時ぐぐったテーマ、獲得した位相からその後の活動がn次的に支えられていることも書きとめておく。

前述の△時間差▽の対象化作業のズレの転倒が、その後、次のように開始された。

△三・二九△付で清水早子から「送達に関する異議および△忌避申立書」。この表現の特性は、三・二六までに作成していた表現を基礎としつつさらに裁判所の送達過程のテーマをとりあげ、二・九消印の特別送達を未開封のまま添付して、判決期日の不可能性（および△忌避△申立権の獲得）を主張する媒介としていたことである。また表現の構成は△忌避のみならず、控訴△参加△忌避という総体性の申立理由として展開され、参加人△清水早子の人事院審理や研究室公判における位置を把握しえない一審判決を批判すると共に、本件が原告のみならず、△神戸△大学闘争に参加してきた全△学生△に対する△処分△のn次的審理を要求する位相にあることを示す資料として七・一△七二年段階の原告、飢餓群団、上原、松本らの表現を添付している。その上で「本件に関わる△本件を媒介する中心的テーマの一つは、ある行為をふくむなものかを中断△宙吊りにし得る根拠、そして△再開△し得る根拠は何か。なしくずしの回帰としてではなく情況的生命を真に復活△深化△応用し得る△再開△の根拠の対象化、にあるといえる。」という指摘がなされている。これは第一次訴訟における人事院△国に対してのみならず本件を出現させている当事者のそれぞれの存在領域にも突きつけられている提起であり、この提起のむこうにこそ審問が開始されるべきであることを示している。

が、参加申立△特別抗告期間中に控訴審判決期日は粉碎され続けたのであり、裁判所は、この期間中にこそ、参加申立の根拠を審理再開しつつ明らかにしていく責任があったのである。

△四・二四△付で、清水、松下を含む仮装原告団から東京地裁民事第一一部あてに「第一審判決文送達に関する申立書（異議△抗告をふくむ）」と「証拠保全の申立」を提出。前者では、清水に対する判決文送達が京大当局によって拒否された後に、原審裁判所がおこなった昭和五八年四月一日付判決公示送達命令には、判決内容に関連しうる重大な誤記があり、一方、清水らは前記の京大当局の態度をも批判するA三六七公判を展開中であるのに公示送達すること自体が民法△憲法△の根本原理に反するという批判がなされている。後者では、京大△左京郵便局△国△裁判所を相手方として、郵便物宙吊りによる△損害△の対象化作業が要請され、添付されている疎明資料のうち郵便局で労働する（自主ゼミ）参加者、根本健司氏の△二・一三△付の京大あて申入書が注目に値する。双方の申立は、東京地裁と京都地裁の公判過程を郵便物が媒介する領域（訴訟活動のみならず、労働、家、生活、闘争資料、海外との連絡など）を通じて併合しつつ、忌避テーマを深化させる方向性をもっているが地裁は受理を拒否しているため突破方法を追求中。

四・二六付で高裁第二民事部（香川、越山、村上）は、清水早子の忌避を却下する決定を出した。原告の住居への送達は五・一二であり、その後も未開封のまま巡礼していたので、最終的に内容が判明するのは六・一に原告が高裁で記録を閲覧した段階であるが、言

△四・九△付で中尾麻里子から三・二六付の補助参加△再審棄却決定（高裁第一民事部が中尾さんについて三・二六法廷に非在した清水さんに対する判決と対応して、この決定を用意していた意味は重要である。）に対する特別抗告申立。その後△五・一〇△付で大法廷あてに申立理由書を提出したが、第二小法廷は六・二九付で却下。

△四・一五△付で清水早子から、高裁第一民事部、第二民事部、△あてに「△参加△申立および△忌避△申立理由書」。これには四・四消印の未開封の特別送達（多分、三・二六判決在中）を添付していること、包括的なあて先に対して（即ち、控訴担当のみならず、忌避審理担当や△を含めて）すでに原告から提起されている△忌避申立への参加（控訴審への参加にとどまらない）であること、特別送達を含めて（自主ゼミ）あての全ての郵便物の受取りを拒否している京大当局を相手とする証拠保全等の提起を予告していることが特徴的である。

△四・一八△付で中尾麻里子をふくむ控訴人（団）から△忌避△申立。この原表現は、すでに三・二六法廷で（独立当事者参加△申立と共に準備されていたが、より深い統一的展開のためにも宙吊られていた。△三・二六△表現と、この表現の差は、前者を作成した時には送達されていなかった参加△再審棄却決定（三・二六付、前述）が、原告による△忌避申立（審理執行停止）後に、参加を却下したのと同じ裁判官によっておこなわれていることを△忌避理由としてくり込んでいる点であり、三・二六以来の宙吊りの意味を（独立当事者参加）的に生かしている。また、双方に共通してのべられている

語に絶するヒドさである。まず、送達場所を京大A三六七と自らタイプ印刷しておきながら六甲の松下へ送達している。もしかしたらA三六七の空間性の△六甲△との併合を意図したのか、と期待しつつ主文をみると「却下」であり、理由は「（申立の）趣旨が全く不分明」というのみで、申立表現群の要約は勿論のこと、うっしの添付さえしていない。申立と決定の落差の最大値を示す稀有の例として記憶すべきであろう。（昭和五九年行（夕）第一六号）

△五月二日△五日△付で△鈴木その△から△補助参加△弁論再開△忌避△申立。第二次訴訟に参加してきた△鈴木その△の第一次訴訟における初めての表現であり、六九年の神戸大学闘争のいくつかの場面の目撃以来の自己史の対象化△飛翔を、この申立を媒介しておこなう意志表示であると共に、京都のA三六七公判と東京の第一△二△次訴訟の関連について重要な指摘をしている。それを通信編集者が変換的に要約すると、京都では裁判の展開と対応する位相でA三六七空間の占拠が具体的テーマになりうるが、東京では、A三六七に対応する空間は非存在をしいられており、審理を転倒する法的時間の占拠ないし第一△二△次訴訟の関係性の占拠がテーマにならざるをえないことであり、△一△公判の総体的把握のために大きい示唆を与えてくれる。

五月八日付で高裁第二民事部は松下（昭和五九年行（夕）第一三号）と中尾（同第一八号）について△忌避却下決定。理由は前者については「一件記録を精査しても（…）予断と偏見を（…）認めることはできず、他に（…）裁判の公正を妨げる客観的事情のあることを認

めることはできず、他に「…」裁判の公正を妨げる客観的事情のあることを認めるに足りる資料はない。」後者については「補助参加の）却下決定が確定したことは一件記録上明らかで「…」申立権のない者からされた不適法なもの」というものである。ここで双方について「一件記録」という概念が、却下を形式上理由づけられる飾りとして恣意的に用いられ実質的かつ本質的考察が全くなされていなく、全く別の審理を拘束的に強い限り永続的に一件記録にふれる眼をもちえないだろうことを痛苦の念と共に記しておく。

五・一四付で松下を含む仮装特別抗告人団から、五・二三付で中尾を含む（再審）請求者（団）から、それぞれ前記の忌避却下に対する特別抗告申立。日付のちがいは決定受取段階での生活労働過程の位相差と逆用に関連している。なお、申立理由書の提出期限は、申立費用に関する（はじめには添付しない場合）補正命令に一四日以内に応じた後の通知到着後、一四日以内である。

五・二六付で清水から高裁第二民事部あてに「送達に関する申立および忌避申立理由補充書」。これは清水に対する四・二六付の忌避却下決定（未開封）が送達過程としても、内容としても成立しえないことの指摘であり、送達については四ページに記した地裁あて証拠保全申立コピーを添付して本件との関連をのべ、内容としては清水の忌避と松下の忌避は相互に表現を援用し合っているから分離して決定を出しえないこと及び、第二次訴訟における証言を通じて申立理由を補充していくから、それまでは決定を出しえないという関係性をのべている。

書記載異議を含む（証言）書。これは対裁判所批判のみならず清水存在のとらえ方展開の仕方に関する自己批判的位相からも提起されている。

同日付で松下、清水をふくむ仮装原告団から前記の*3、*4などについて清水の筆跡で求釈明書。

同日付で松下を含む仮装原告団から前記の各表現を包括的に添付しつつ求釈明書（二）。ここでは特に*6の不当性を研究室公判（本訴）において森川佳津子の結審後の参加忌避が受理された前例を示して批判している点と、忌避や送達に関する裁判所の包括的判断の欠損を批判している点が重要である。

六・二九付で松下を含む仮装特別抗告人団から高裁第二民事部あてに、第一民事部あて求釈明についての応答をふまえて忌避申立理由書の提出が可能になるから、形式的な提出期限（松下については七・二、中尾については七・二九）は意味をもたないこと、忌避審理をおこなう小法廷群をも忌避しているから、記録は大法廷へ移送してほしいこと等に関して申入書。

同日付で松下を含む特別抗告人団から最高裁大法廷あてに特別抗告申立理由書（一序）。要旨は次のようである。

一、（一序）の位相をもたざるをえない要因として、

α、高裁第一民事部が求釈明に応じていない。

β、前記の態度は一裁判所の事実性としてではなく忌避条項や判例、戦後司法過程総体の憲法や々に対する違反性審理の中で把握されねばならないが、この審理の条件は二にのべるように未

六・一の第二次訴訟公判を媒介に第一次訴訟および忌避関係の記録を原告が閲覧した際に次のことが判明した。

*1 清水の五・三・二九付の忌避に未開封のまま添付されていた特別送達は、裁判所の手で開封されていたが、それは二・二九という思いがけない公判期日への呼出状であった。

*2 公判記録では二・二九に清水のみについての第三回公判が清水の不出頭のまま開かれ、結審したことになっている。

*3 前記の分離手続は第二回公判（八三・八・二九）に、出頭した参加人（中尾）の記憶に全くない形で偽造的になされている。

*4 一方、三・二六に第四回公判が清水への呼出がないまま開かれ、出頭した原告の記憶に全くない形で、参加部分についてのみの判決がなされたことになっている。

*5 分離判決（第四回公判）は従って三・二六の分離忌避によってではなく、その半年以上も前に当事者への連絡なしに裁判所によって準備されていた。

*6 鈴木への五・二五付の申立は、正式に受理されず忌避事件としての成立を宙吊られている。

五・一一付で松下を含む仮装原告団から高裁第一民事部へ求釈明書（一）で前記の各項とくに*3、*4について質問。

五・一八付で鈴木から前記の*6について求釈明要請書。

六・一九付で中尾をふくむ（再審）請求者（団）から前記の*3および参加人の出廷参加申立の記載がないことについての調

形成である。

γ、情動的に重要な表現ほど法的に却下されていく虚しさ、怒りをこえていっていき表現存在論の展開に必要な時間を創出する時の困難。

二、本件忌避審理を各小法廷によって審理することを拒否し、小法廷群を忌避する理由。

第一小法廷は松下の京都地裁裁判官に対する忌避特別抗告について、

第二小法廷は松下の大阪高裁裁判官に対する忌避特別抗告について、

第三小法廷は松下らのA三六七仮処分申請特別抗告事件について（自らへの忌避を他小法廷に却下させつつ）各申立の内容や水準や関連を無視して決定を出しており、本件の審理にも予断をもってのみならず、本来、前述の各事件と本件の審理は違憲審査権をもつ大法廷においてのみ辛うじて開始されうる。

三、本件の原審決定のいう「一件記録」という概念把握の部分性、誤りを裁判の原則や表現の本質から全ての当事者がとらえ返す作業の必要性。

七・二四の第二次訴訟公判を媒介に記録を再び閲覧したところ、前述の求釈明書群には裁判長（小堀）と主任裁判官（吉野）の認印が押してあり、釈明はまだであるが最高裁への移送もまだなされていないのを確認した。暑さの中で八凍りついているVかれらを更に追撃する試みの開始符として七・二八付で松下、中尾、鈴木、清水の連名で第二民事部あてに、忌避に関する一再審、文書提出命令、一申立書が提出されている。この申立の原型は五・二九

付の松下から、一七・一付の清水からの申入書であるが、それら
をふまえて、清水の忌避についての再審、第一民事部に拘束された
ままの鈴木の一の表現の第二民事部への解放などが、全忌避群の審
理、とりわけ松下の忌避と特別抗告の最高裁移送条件であることが
強調されている。

八・四付で、第二小法廷から抗告記録移送通知があったので、松
下を含む特別抗告人団は一八・一〇付で、条件が満たされないうま
まの小法廷への移送を批判して忌避を申立。ここで重要なのは、
大阪高裁忌避と特別抗告事件を扱って、驚くべき判例に依拠しつつ
却下し（この号一四ページ参照）、異議を申立にも応答しえない
（第八九号一五ページ参照）第二小法廷への忌避理由として、こ
の異議を申立を援用していることであり、併合に関する特別抗告
（九ページ参照）とも併合的、持続的に展開していることである。

第二次訴訟（地裁第一九民事部）

一九八四年三月二十七日（第一一回）

この日までに原告（松下）は一三・一七付で三つの表現を提出
していた。各証人の尋問事項書、神戸大、京都大、人事院が所持
し留置している証拠に関する文書提出命令の申立、国（人事院）裁
判所の審理中断と不当な第一次訴訟判決に対する損害賠償請求で
ある。裁判官（今井）は前回以降の原告の主張に含まれる破壊力が、
さらに深化し具体化しているので反感を露骨に示し、前回と今回の
提出表現の陳述（審理対象としての受理）を拒否し、特に第三の損

害賠償請求の対象に裁判所が含まれているのに対しては、前例がな
いためか大きい異和と動揺を示し、他部へ分離係属させる意図を示
した。

しかし前号二八ページに記した、この訴訟の本質からは、原告の
請求は前例がない程に正当なものであり、分離係属させるのは、本来
統一的に審理されるべき内容を第一次と第二次訴訟へ逃亡的に拡大
（テーマ群のゆたかさも）してきた裁判所の責任を加速することにな
るのは自明である。

以前からの原告の主張を審理し切れないでいる裁判官は、主張が
判らないから、かきかえよ、という要求を公判ごとに数回にわたっ
てくりかえし、今回も、最終的な意気込みでくりかえした。おそら
く原告が拒否すれば結審することも考慮しつつ。原告は、はじめの
うちは怒りをこめて激しく反論していたが、ふと書記官（福島）の
視線に気付いて「では、もう一回だけ最終的にかきます。」とつむ
いて答えた。本質的には書記官の視線のむこうにある、司法労働者
の中にありうる大衆の原像、に対してである。

閉廷後、だれもいなくなったのを見定めてから、この書記官は原
告に近より、よくがまんしてくれたという微笑と共に、分離係属は
確定したわけではないから訴訟受付で過渡的係属部と事件番号を調
べ、その部と、この一九部の双方へ、この部への併合を申し立てた
らどうか、と助言してくれた。六階の六一九号法廷から一四階の訴
訟受付へ行き、申立人の氏名をカナ数字に変換して申し込む複雑
な整理機構の中から第三六部に、昭和五九年（第三〇三二号として
係属はしているものの、第一九部との相互意見記入欄は空白のまま
であることを確認した。これによって今後の闘争方法が裁判所より

一歩早く具体化していくことになる。

ところで、この三・二七公判が、第一次訴訟の三・二六判決公判
の翌日であったことよって生じた意味を明らかにしておきたい。
二ページに記したように原告は三・二六に拘束されるならば翌日
は出廷要求はしても（一九七一・九・七闘争による逮捕後の九・十
研究室仮処分公判についてそうであったように）、出廷しえない可能
性も予測し、参加人（中尾）に、前記の三表現の展開を委託する
つもりであった。実際には原告は拘束されずに三・二七に出廷したの
で、その必要がなかったが、パラレル・ワールドへの出廷の感触が
あった。

一九八四年六月一日（第二一回）

前回公判では、次回公判の二週間前までに原告主張を包括的かつ
最終的にかきかえ、提出せよ、と裁判官が指示したが、これに応じ
る作業は重い情念を伴うものであった。n年にわたり、n回かきか
えさせる裁判所と人事院と国の専門と家意識を構造的に粉碎しつ
つ、かつ、かれらが否定しえない具体的論拠を、かれらに判る文体
で記さねばならない。このような表現行為は、一見自由な創造
をしていると思いきや、現在の大多数の詩人、作家、評論家た
ちの想像を絶するハバリケードであり、かつ、かれらを含む全てのハ専
門家を止揚するハバリケード体験でもある。一五・一五付で
提出した原告の表現の対は、このハバリケードでこそ回覧したい
ので、ここには掲載しない。

開廷後、裁判官や被告代理人たちは、前回までと異なる深い沈黙

に落ちこんでいた。やっと裁判官が、一五・一五付の文書につい
て「問題点は、はっきりしたから被告側はどうするか？」とのべ、
代理人が答えた時に、かれらの受けた衝撃の質が開示されはじめた。
人事院と国の代理人は「こんな準備書面らしいものを出されても……
」と前回までの虚勢を持続しようとしたものの、応答の中で、反
論しなければ原告の主張に屈服したことになり、反論するにしても
根本的な再検討を長期にわたっておこなわねば反論の手がかりさえ
つかめないことを次第にハ自由し、急に自らに腹を立てたかのよ
うに着席した。

この日には原告から書証として昭和四五年四月八日の神戸大学闘
争における警察官作成の検挙状況一覧表や、人事院審理で大学が
「処分の手続が実体的にも適正である」ことの証拠として提出した
当日の座り込み現場写真（撮影主体や時刻は不明）も提出された。
この二つの相互に矛盾する文書は、処分と人事院審理の不当性を
明らかにするのみならず、反論しようとするほど現在進行中
の刑事公判を含むn事審理に参加させようとするハ超高性能爆弾な
のである。このような武器が至る所に設置されていることに、全
ての当事者が気付きはじめる中で閉廷。参加人（中尾）は「独立当事
者参加」申立の準備をしてはいたが、問題点を拡散させず、証人
原告本人への尋問段階でこそ有効に提起するために、この日は傍聴
席で待機し次のヴィジョンを構想していた。

一九八四年七月二四日（第一三回）

この日も開廷前の審理として前回と同様に、第一次訴訟の記録を

数時間にわたって閲覧した。メモをとることを禁止し、松下名以外の忌避申立事件の閲覧料として一件につき印紙一五〇円を厳しく請求する担当係員は、同僚の送別会のうち合せにやってきた中年女性速記官に対しては、うって変って愛想よく雑談し、そのうちに、メモ禁止も印紙請求も忘れてしまっていたのが印象的であった。

六一九号法廷には、原告側は松下と中尾、被告側は代理人（江藤、秋山、菅原、吉田）。他に職員らしい女性一名と別事件の参加者と思われる男性一名が傍聴席にいた。

開廷前に提出された人事院側の準備書面(一)は、原告の〓五・一五〓表現に対する反論であるが、内容的にも解体をさらしている。原告は、これに対する批判をすぐにもできると考えて発言しかけたが、次回公判に文書で提出後、今後の証拠調について決めたいという裁判官の発言で閉廷。

三月の公判以来、テーマの一つになっている国家賠償請求についての経過は次のようである。

〓三・一七〓付の訴の追加申立書において、原告は第一次訴訟で併合審理されていた人事院審理中断(七二〓八一年)の損害(a)と、第一次訴訟の中で審理すべきテーマを排除して出された不当な判決によって生じた損害(b)を少なくとも第二次訴訟において(本来は第一次訴訟において)併合審理すべきであると主張した。東京地裁関係者は、この方向と逆に第一〓二〓三次分離を展開して逆共闘したいためか、三・二九付で原告が併合申立を一九、三六の両民事部に対して一九部の書記官の助言を生かすつおこなったにもかか

わらず、四・二七付で民事第三六部に係属したという通知してきた。〓五・二〓付の民訴法第四一〇条による抗告申立は、六・二九付で高裁第一六民事部(川添、佐藤、石井)によって却下された。理由は、原告には、民訴法第一三二条が規定する併合の問題について申立権がない、という高圧的な形式主義の論理(というより、論理以前の排除志向)が示されており、仮装原告団は〓七・五〓付で特別抗告を申し立てつつある。〓八・〇〇付の申立理由書は、次のような要旨をもつ。

一、併合に限らず、全ての申立権の有無は、裁判所の権限の範囲のみで把握せず、申立が訴訟過程のどのような必然から生じ、どのような審理の深化〓具体的公平性をもたらすかによって判断されるべきであり、基本的に参加、忌避、〓を含む全ての申立について有るといえる。従って原決定の判断は裁判の原則に反する。二、〓六・二九〓付の忌避〓特別抗告申立(六ページ参照)と併合審理せよ。極めて多くの特別抗告申立が画一的文体で申立権がないと却下されているが、その不当性を違憲審査権をもつ大法院で審理せよ。小法院での審理は忌避する。この忌避の審理も当然に大法院でおこなうべきである。

河村控訴審(高裁第一六民事部)

一九八三年一月二九日の横浜地裁一審判決は、第八九〇号二八〓二九ページに記したように法的な敗訴であるが、それ以上に弁護団(秋本、中川、中島、福田、藍谷)に象徴される首都圏の裁判闘争方針の本質的敗北であった。

被控訴人 学校法人関東学院
同 岡本 正

河村氏の強い希望によって二二・一二付の控訴申立書をタイプ印刷して、河村氏の名前だけで提出した弁護団は、判決批判〓一審過程総括としての控訴趣意書を作成せずに、一九八四年三月二二日の第一回公判の直前になってから、こちらから和解案を冒頭に出すという条件でなら受任する、という方針を明らかにし、河村氏が拒否すると受任を拒否した。この背後には、一審の途中で処分者側が和解案を出してきた時に、応じようとした弁護団と拒否した河村氏の間で生じた対立が遠因であるが、より根本には裁判〓生活の把握の仕方の双方の不十分さが十分に対象化されないまま、河村氏が放り出されたという関係にあるだろう。

支援グループは不安と動揺に陥ったが、第八九〇号三〇ページに記したような見解をもつ松下らは、この事態を転倒するために活動を開始した。

一九八四年三月二二日の第一回公判期日に対して、控訴人(河村)から延期申請しつつ、第二回公判(五・二九)までに、共闘者水準で趣意書を作成する方針を相互に確認。四・九と五・三の会議には、それぞれ松下を含む数人の趣意書プランが討論され、最終的に五・二三付で提出された。この討論〓作成過程は、法廷での審理以上に、ゆたかな審理であり、一審や処分段階以前のテーマ群、各自のかかわりの現在の困難さが問われ始めたのであるが、その作業を関係性に交差させる媒介として、五・二三付の控訴趣意書の要旨を記す。

(…)

第一 原判決は、事実の認定・判断において誤っている。

一、緊急処置要綱を関東学院大学および全国的な大学闘争把握の中でとらえる視点をもちえていない。

二、前記要綱を学則、就業規則、労働協約との関連で判断していない。

三、要綱が本件処分段階で法的に成立しえていない可能性(第二一参照)。

四、河村氏の過渡的な授業ボイコットを、学生と当局の橋わたしであったかれの位置や、自己史(勉学を支えるための高校、大学での労働、長男の死等)との関連で判断していない。

五、他の大学でより長期の授業ボイコット等が不利益処分なしにおこなわれた例。一般論としても、思想・表現の自由、基本的な抵抗権、労働組合の現状等から包括的に判断されるべき。

六、一年半にわたる三回の自宅研修命令は(教学権や会議出席権を奪う措置と共に)制裁性をもち、懲戒処分でないとする認定は誤りである。

七、その後に通常解雇処分することは二重処分であり、かつ教授会の審議等の手続も違法である。

第二 新しい主張

一、要綱は、判断や処置の主体を学長代行と明示し、「当面の」〔緊急〕性を強調しているから、河村処分段階の前に無効になっている。(岡本は七二年三月以後は代行から学長へ昇格)

二、解雇理由は業務命令としての自宅研修に従わなかったこととされているが、正確には、その期間に岡本の意に沿う自己批判書を提出しなかったことであり、このような文書提出命令は業務命令にならないばかりか、思想・良心の自由の侵害である。

(後注一参照)

第三 審理の十分な展開のために次の要請をする。

一、関東学院大とくに河村研究室の現場検証をおこない、当時の状況および現在まで未解決の問題を具体的に確認する。

二、本件について論じた多くの論文、ピラ等の総体的把握。(第一一との関連)

三、教室会議、教授会、理事会、組合等に関する文書提出命令。

(二、三のリストは別紙で提出予定)

四、現在まで、代理人弁護士は着任していないが、交渉中の各弁護士の、本件の重要性を認めているからこそ本件に直接かわる当事者によってしか提出しえない領域のあることを予測し、審理がこの位相で開始される過程で参加していく条件を相互に創出したいと望んでいるのである。この意味からも、また、本人訴訟を基本とする民事訴訟の本来の趣旨からも、早急に実質審理を開始していただきたい。(後注一参照)

後注一——前記の趣意書は松下の原案にもとづいて支援者グループで討論の後、宮内氏が清書して提出した。原案の構想は基本的に生かされているが、変更し削除されているのは第二一二として要約されている部分で、原案の第二一二は次のような要旨であった。

(二に反対する)

受任はできないし、また、被告人存在のみが任意の事件の弁護士代理をなしうるといふ私たちの組織論からは、前記の水準は例外的下限にゆるやかに投げかけられた網にすぎない。勿論、弁護士を不要とするからでなく、弁護士存在と真に共闘していくためである。

一九八四年五月二九日(第二回公判)では新庁舎八一二号法廷で、河村氏側から控訴趣意書等が提出され、次回に証人申請の予定で終了したが、参加者たちの不安は大きく、直後から弁護士さがしが開始された。このこと自体は前述の意味を運動させる媒介になりうるとしても、問題は、不安を抱く人たちが、裁判や専門領域にまだ魅力を感じて法的に勝とう、勝てると思いきや、状況認識、自らの足許でたかえない焦りを河村公判への注文づけで代償していることにあるだろう。

一九八四年七月一九日(第三回公判)の前に、支援者たちは、石田省三郎弁護士の受任を実現し、公判では代理人届が提出され、次回に新しい趣意書を出す予定をきめて終了した。弁護士を求めて走りまわった人々は、安心したのか法廷には不出頭。注目すべきことの一つは、前回提出した趣意書に対して、大学側は答弁書を作成してきたが、前述の経過により松下原案の趣意書は実質的に撤回されたので答弁書も未提出であること。もう一つは、河村公判を必然化させた闘争現場で全てのテーマ群を対象化するためにも、七月から関東学院大学構内で、京大A三六七(古本)市の拡大としても位置する(貸本)市がゲリラ的に開始され、横須賀に拠点をもつ中尾

二、本件は通常解雇処分という外見をとる思想処分である。学長岡本の排除志向と根拠について。(第八九号、一九九ページ参照)

三、岡本は自宅研修命令と同時に、非公式に河村氏をキューバへ長期留学させようと企て(五月三日の会通信第二四号九ページ参照)、身体的かつ思想的に隔離しようとはしたが処分の意図はなかったことがこのことから逆証される。

四、その後、河村氏がキューバ行きの方策に依らず、自己批判書提出要求に反論したすぐれた表現を公開し、学権確認等の提訴をおこなったことを実質的理由として、「通常解雇処分」がおこなわれる。名目と内実の逆転関係こそが審理されるべきである。

五、岡本の策謀に加担してしまう教授会メンバーの心性も同時に対象化しなければならない。授業ボイコット宣言後に、河村氏抜きで時間割を作成してしまった事実から逆規定されボイコット撤回を認めにくくなり、かつ、河村氏が自宅研修をしいられる期間にうけた負担を河村氏の責任にして処分を黙認する傾向が増大した。

(前記の部分が変更し削除されていく経過も重要である。支援者たちの間で岡本の思想的、政治的振幅や、一般教員の心性、慣性をとり上げることににより、自らも問われてくるという、ためらいがあったにしても、だからこそ提起し切る必要があるのではないか?)

後注二——第三四は、原案と同じ提出表現の全文である。ここでいう「交渉中の弁護士」は現実の弁護士と大きい落差をもつかも知れないが、しかし、表現に示した水準の弁護士しかこの事件の

さんを媒介に在学生や生協職員との討論が拡大しつつある。それだけの意味の追求が具体化され、法廷審理をのりこえる比重をもち始める時にこそ、河村公判も真に支えられ、八〇年代の「一闘争」の戦線に参加しうるのは確かである。

△京都▽地裁

α●第一次仮処分申請

一度も公判が開かれず、審尋のみで却下されたにもかかわらず、表現を媒介して即時抗告し特別抗告しが現在も持続していることだけでなく、αの重要な特性といえるであろう。

前号との関連からみると、一八九三・一二・三〇付の特別抗告申立理由補充書（坂本、松下、竹中をふくむ（自主ゼミ）実行委員会）が、この事件の審理を最高裁大法廷でおこなうように要求し、各小法廷群による審理を忌避している意味が画期的である。

最高裁は対応に苦慮した後、昭和五九年三月二十九日付で仮処分申請について同年（マ）第三三〇号（坂本、松下）、参加申立について同第三三一号（鈴木その、れい）、同第三三二号（浜本）の却下決定を出した。（第三小法廷Ⅱ伊藤、横井、木戸口、安岡）理由は全て同文で、民訴法四一九条ノ二所定の場合にあたらぬ、とする例の最低パターンである。

なお前述の小法廷群忌避に関しては、坂本、松下に対して三月一日付で第二小法廷（大橋、木下、塩野、宮崎、牧）が却下決定（昭和五九年（マ）第五号）を出しているが、本文のみで理由がなく、いかなる法的根拠も構築しえなかった惨状をさらしている。（浜本さんの訴訟費用に関する一・六付の異議申立にも対応しえなかったが、前号一六ページ記述部分との関連で裁判所のデータラメタを再確認し

ていただきたい。浜本さんは四・六付の異議申立で、A三六七に関する、これまで及び以後の申立一切は大法廷でかろうじて行わないこと、大法廷での裁判が開始されるまでは国が負担しておく、という決定を求めている。）

これまでの公判過程では、特別抗告却下以後の展開は不可能と感ぜられていたが、その壁は次のように突破されていく。
契機となったのは三・一六付の忌避し特別抗告に関する却下決定（第二小法廷）と、三・二九付の仮処分し特別抗告に関する却下決定（第三小法廷）のそれぞれに対して坂本氏が、一三・三一付と一四・一一付で第二次の特別抗告を申し立てたことである。

さらにA三六七（ア）忌避をめぐる特別抗告に対する四・一二付の却下決定（第一小法廷）に対しても一四・二三付で第二次の特別抗告を申し立てたために全ての小法廷群が前例のない持続的特別抗告申立にさらされたことになる。各小法廷の大混乱の状態は、申立手数料や郵送費用についての判断の中に見事に投影されている。坂本氏の包括的な問い合わせに対して

第一小法廷は、印紙は不要だが、切手は四一〇円、
第二小法廷は、特別抗告なら印紙六〇〇円だが、今回の場合は定めがない状態であり、しかし何らかの決定があるとすると送らねばならないから切手は書留で四一〇円、
第三小法廷は、印紙二、二五〇円と切手三五〇円、とそれぞれ根拠も示せずに、バラバラに答える有様であった。

このような前例（申立人の自主規制的拘束の壁も）を越えようとする試みは、たんに提起の直線の持続という方向でなされたものではなかった。実質的審理をせず理由も法的根拠もなしに却下する最高裁

へのn年性の怒りがあり、前年の一・二・三〇付の提起に続く一三・一九一三・二六一四・一付の提起の共闘があった。

この共闘性についてのべると一・二・三〇付で、はじめて小法廷群忌避を提起していた特別抗告申立理由補充書（第八九〇号一八ページ参照）の作成主体は、一竹中まい、とき、みなし竹中千恵子（をふくむ（自主ゼミ）実行委）であり、この原案に松下が作成主体として坂本、松下の氏名を記入し提出していた。この表現の連続性で、かつ、それ以降の全テーマを包括する内容で、一三・一九一三・二六一付の表現の原案が、一竹中まい、とき、みなし竹中千恵子（をふくむ（自主ゼミ）実行委）によって作成された。（申立主体に一八九四・二・十に生誕した未知が新たに加わり、補助参加についての判断を求めているのは重要である。）この表現では、前年末に予告していた小法廷群忌避理由が、十数年来の大学闘争し審理にかかわる最高裁の悪業の数々との関連で詳細に展開され、子どもたちの「さいばんの人」に対する絵入りのなぞなぞテストも添付されている。（A三六七で出会うべき必読表現）

この原案の発送を委託された松下の住居に三・二九付の仮処分申請し特別抗告却下決定が送達されたので、松下は作成主体に坂本、松下の氏名を記入するだけでなく、日付に一四・一一を、題名に「三・二九決定に対するし異議し申立書（序）」を追加してから発送した。

この表現の生命を飛翔させるために、一四・一一付の第二次特別抗告は、この表現を申し立て理由とすることを宣言し、三・二九付決定のみならず、決定群総体の包括的批判への媒介としている。

あわてふためいた最高裁は、法的根拠、判例を全く示しえないま

ま、（α）仮処分し第二次特別抗告に対しては、五・一〇付（第三小法廷、同年（マ）第三三三号）、（ア）忌避し第二次特別抗告に対しては、五・三一付（第一小法廷、同年（マ）第四〇号）——受取人不在で返送過程があったので送達は七・二八）で却下決定を出したが、直ちに坂本氏は前者について一六・六付で第三次の特別抗告を提起し、これは昭和五九年（マ）第五一号として審理を強行しようとする第三小法廷への一七・三一し忌避と相乗されている。後者についても一七・三一付で第三次の特別抗告。「最高裁のした決定に対しては更に不服を申し立てることは許されない、というのであれば（…）最高裁が超憲法的存在し制度になつてしまつてはならないか」
然り、最高裁は、そのように機能してきたにもかかわらず、民訴法四一九条一二の、不服を申し立てることのできない決定に対しては憲法違反の場合に限り最高裁に抗告できる、という規定自体に自らが違反していることに無自覚なのである。

ここで、その後、発見した重大な判例を紹介しておく。大阪高裁忌避し特別抗告却下決定（昭和五八年一月九日付の第二小法廷、申立人Ⅱ松下）は、第八九〇号一四ページに記したように、忌避に関する規定が憲法に違反しないという理由を支えるために、二つの判例を上げている。前者は忌避し異議段階で粉砕し去った（第八九〇号一〇ページ参照）が、その判例の題名だけを又もち出して却下理由としているので呆れ返ったものである。後者、昭和二二年（れ）第一七一号同二三年五月五日大法廷判決は、一九八四年七月になって（注）国選弁護人からやっと入手したが、驚くべきことに、「法律の誤解又は事実の誤認等により、偶々被告人に不利益な裁判

がなされても、構成その他において偏頗の惧なき裁判所の裁判である以上、憲法第三七条第一項にいう「公平な裁判所の裁判」でないとはいえない。」

というのである。新憲法と旧刑・民法の重層するこの時期における、かくまで愚劣な判例が、現在までの全ての裁判を支えてきたのだ。しかも忌避申立闘争の極限で、その姿をやつとみせたとは、この判例、というより発想を根底にもつ裁判(所)が存続する限り、私たちのたたかいは終ることはない。

β ● 第二次仮処分異議

第一次仮処分申請(一自主ゼミ)実行委による)が一度も公判としては展開されなかったのに対して、第二次仮処分申請(国による)に対しては直ちに、それを認める決定が出され、決定に対する異議を媒介して公判が持続してきたことは大きい差異である。

一九八四年三月一九日(第五回)

坂本氏からの調書記載の不正確さについて、浜本さんからの国側書証のよみにくさく提出過程の立証要求に対して、裁判官(宮地)はそれぞれ本質的対応をなしえずに、文書で出せと逃げ、次回審理予定を確定しないまま、期日のみを決めて閉廷した。竹中(この日も不出頭)を併合したと合せて、rと同様に次回結審強行の可能性をも考えた被申請者団のうち合せにもとづいて、三・三〇付で浜本さんから「異議と質問」を提出した。法廷には、直前に甲山事件の上野弁護士と自主ゼミを展開してきた高尾氏、河川敷問題のそ

の後の展開に関して見解をのべにきた八木氏が参加した。

一九八四年五月二日(第六回)

すでに第三回公判で三人の被申請人から証人申請をしていたが、連記すると、

松下からは、法務大臣、学長、教養部長、ドイツ語教室主任、主任経験者(とくに林)、教室員全員(とくに池田)、鈴庄(仮処分執行時の立会人)を申請理由の根拠の非存在立証のために。中尾、山本、永里、根本、八木、高尾夫妻、室田、多田、野本、浅田(以上四名は河川敷の住人)、村尾、小野、川合、山本(光代)、矢野、元吉、松下未字をA三六七の位置の立証のために申請し、

坂本氏からは、さらに乞食巡礼過程の現在のテーマを深化させるためにも、埴野、佐藤、折原、河村、今井、森(直紀)、小松を追加し、

浜本さんは、各テーマの具体的展開として、岩橋、林、池田、島根医科大学長(松)、徳島大学長(岡)、山本光代、池上、今井、横山(前・松江地裁々判官)、各被申請人の本人尋問、本件に關与してきた全ての申請人(国)の代表者の本人尋問、を提起した。

鈴木さん、竹中さん、からは、戦略的にも、まだ申請をしていなかった。前述のように、五・二結審の可能性を考え、審理の必要性を強調するために、分離申請している竹中を除く四名は、四・二三付で、まず池田、林、岩橋を採用してほしいと要請した。

開廷後、裁判官が松江から転任した永室に変わり、書記官、国側代理人も交代していることが判った。形式上も手続更新せざるをえない裁判官に対して被申請人四名から、これまで提出した文書の全て

を陳述扱いと認めさせ、立証計画のひろがり、重要性を強調して次回に続行となった。傍聴席には高尾氏。松下は、この日の午後は大阪で国選弁護士と打ち合せ、京都での公判後、夕刻には東京の河村公判の打ち合せに出立するという横断的な一公判過程をくぐった。

一九八四年六月一三日(第七回)

前回公判以来、池田浩士証人に対して、被申請者(団)から証言についての提起を五・二五付でおこない、松下からは五・三付で公開質問状を提起していた。後者の要旨は、

一、学生との対談に際して、a、松下はA三六七問題で約束違反しており、信用できない。b、三二版「ドイツ語の本」問題の討論テープを公開すれば、松下は困るだろう、とのべたようだが、
二、この通りか？他にもあるか？それぞれ正確に発言し直せ。
三、前記a、bを具体的に例証せよ。テープをおこなす作業には参加可能。

四、「批評精神」第五号の池田氏の文章に対する松下の八三・一一・五付の提起(八私信)に答えよ。(註一うっしはA三六七で回覧可能)
五、松下への、どのような質問、提起も歓迎する。

池田氏は、公開質問状には答えず、被申請者(団)の問い合せ(鈴木作成)に対してのみ出廷し証言の意志があると回答してきた。この五・二九付回答のうっしを添付して、松下から、この日の公判で、証人の呼出について申立書を、坂本から、rに提出した吾郷弁護士

の文章を応用した準備書面を、さらに松下、坂本から書証群を提出した。裁判官は、その質量に圧倒されつつ次回から具体的審理に入る姿勢を示さざるを得なくなった。

書証リストは、一、五月三日の会通信第二号。二、正本ドイツ語の本。三、パンフ時の楔。四、竹中作成の京大自主ゼミ年のレジュメ。五、一九七八・五・八付の教室会議への公開質問状。六、八〇年四月の(古本)市のお知らせ。七、八一年四月の(古本)市のお知らせ。八、八一年四月の矢野氏のアピール。九、八一年四月の熊本大、熊本女子大(自主ゼミ)参加者からドイツ語教室への申立書。十、一九八二・六・二七付の(自主ゼミ)実行委から教養部長、教授会などへの要請書。十一、一九八三・二・一四付の(自主ゼミ)実行委のピラ。十二、時の楔通信第八七〇号。

以上が松下から、さらに坂本から、一、「批評精神」第五号の池田氏の文章。二、岩橋陳述書(aの書証として国側が提出していた)。三、Cスト実、C共闘の七六・一・二三付のピラ(同上)。四、Cスト実の七六・一・二四付のピラ(同上)を提出し、次回には、五、一九七三・一一・二二付の巡礼報告(その一)と六、aに關する八三・九・一四付の即時抗告棄却決定のうっしを追加した。裁判官は鈴木について、次回までに占有の根拠を書面で提出せよとのべ、実質審理への姿勢を示した。

なお、竹中からは、毎回、分離に關する申立書を提出してきたが、六・十付で、まだ証拠調べ請求をしていないのは、八A三六七への関与の位相差によるもので、今後おこなう意志のあることを強調している。傍聴席には山本氏と私服数名。

池田証人については、一般的に、仮処分事件の証人は同行して出廷させるのが普通で、裁判官も呼出状を出さないとのべていたので、六・二五付で、被申請者(団)は、このことを池田氏に伝え、出廷可能な時間などを文書(浜本作成)で問い合せた。ところが、(裁判)闘争を十分に対象化していない池田氏は、六・二七消印の手紙で、裁判官の方針は不可解であり、証言を法的に(正式に)保障する条件を被申請者(団)はつくり、その後、連絡してくるべきだと無知ゆえの批判をこめて回答してきた。これに対しては、六・二九付の文書(坂本作成)で「制裁々判」刑事裁判「民事裁判」(国)が提起するものと、こちらが提起するもの、「人事院審理」(被処分)者の提起によってのみ開かれることや、証人は全て同行をしいられることを池田氏も知っているはず)の振幅をもつ幻想的抑圧構造の中で当事者や証人がとるべき方法を詳細に説明した。また、松下の二回にわたる手紙、質問状に対する回答を重ねて要請した。

この日は、少くとも三つの特性があり、まず、可視的な法廷の展開よりも深い過程として、前記の池田氏や矢野氏(いずれも大学教授)と「自主ゼミ」実行委の間で、法廷をはみ出す討論が進行していた。次に、被申請人らが、獄中の竹本氏からの「東アジア反日武装戦線の被告人に対する死刑に反対する署名要請」に、どのように応じるか、二種のレジメにもとづく討論が開廷前後におこなわれた。基本的見解として、署名に関する竹本氏や支援者の把握を批判しつつ、天皇制や武装のテーマに主体的にかかわる前提をさぐる作業の必要性が確認された。竹中は、このテーマにびびき合う「本

件においては「…」国家法が決して対象化しえない八つみの領域で極刑にさらされている存在「全幻想領域について審理」していくべき必然からの分離に関する申立書を提出し、開廷中の時間には子どもたちと共にA三六七を占拠して過ごした。傍聴席は見知らぬ男のみ八名。

第三の特性は、裁判官(氷室)の態度の急変「心身の解体状況である。かれは開廷後に、A三六七占有の根拠について被申請人らに質問し、本質的応答としての建物や空間の原初の公開性、六九年以降の大学当局の管理権解体、占拠を黙認せざるをえない当局のジレンマ、進歩派教官のあせり等を聞き流しつつ、突如として結審を宣言した。顔は蒼ざめ、ふるえ、前回までの審理に積極的にとりくむ姿勢は、何かによって破壊されていた。被申請人らが、ワザと無視して、「書証認否さえ終了して、まして今後展開する予定の証人」本人尋問の内容は、これから検討すべきである」とのべると、あわてて認否させ、証拠調は拒否し、「これらの訴訟指揮を先ほどの結審宣告の前にしたことにする」と居直る始末であった。

浜本、鈴木から竹中の分離を認めないことへの異議、鈴木と坂本から終結に対して異議、そして浜本と松下が忌避を申し立てたが、ここでは詳述しない。裁判官の心身を、ここまで追いつめた関係性との格闘の中で、具体的に伝えたいからである。ただし、松下の七・一一付の忌避申立理由書は、制裁々判さえおこないえない裁判官存在総体の威信?の解体、それゆえの八処刑ノ性にふれているので、一〇三通信「第A四V号」に掲載されているものを参照していただきたい。また、七・一三付の浜本の申立(理由)書「序」は、「忌避との連続性において裁判官会議によってのみ忌避審理

が併合的に可能なこと(下級裁判所事務処理規則第一五条①及び⑥項の活用)を強調している。

この極めて必然的な忌避申立に対処し切れない裁判所(第二民事部II矢代、永井、久保)は、七・二七付で二名に対し同一紙片で却下決定。笑止なのは、前年の「忌避却下の理由づけ」にもち出し、粉碎されてしまっている最高裁昭和四八年一〇月八日第一小法廷決定を再び却下の根拠としていることであった。(第A九V号二三ページ参照)松下、浜本のそれぞれから即時抗告を申し立てつつある。

第A九V号二〇～二二ページで記している執行抗告のその後は、大阪高裁が事件の本質や申立内容を誤解して、一方的に特別抗告とみなして却下したことに對して「二・三付」で異議を申し立てたが、反応がないので、「八・三付」で、松下から、直ちに審理を開始しない限り、裁判所の審理の解体とみなし、A三六七の仮処分執行公示の破棄などを実行にうつす、と予告している。

第A九V号二三、二五ページで記している第三者異議と証拠保全請求のその後は、永里氏の「八三・一二・一五付」の第三者異議申立、「一・三一付」と「五・三〇付」の求釈明にもかかわらず、裁判所は本訴(「ア」)の判決待ちの方針を変えず、審理しようとしていない。

証拠保全請求に関しては、永里氏が「三・一五付」で、βの裁判官(宮地)の補正命令を転倒する方向の申立理由補充書を提出し、六九・四・二八沖繩闘争の再審請求を含む未来形の公判との関連で物品「空間性」の保全必要度を詳述した。

ところが、前記の裁判官は、三・二二付で鈴木さんに対し、三・二九付で永里氏に対し、申立却下決定を出した。前者に対しては、申立は第四・五民事部へ統一に出されている意味をとらえず、第四民事部(「ア」審理担当、ただし結審)で判断すべきであるとし、後者に対しては、室内の証拠と空間を分離して、A三六七の部屋の明渡しに際して書類の押収はないから申立の理由がない、とするものであった。それぞれ、「三・二六」付と、「四・二」付の即時抗告を申し立て、決定の視野のせまさを、固定性、表現や空間に関する判断の基礎の欠如を批判している。

六・一一付で大阪高裁第六民事部(村上、堀口、安倍)は、永里氏に対して、申立の本質を捨象した上で、明渡しの執行が違法に行われることまで予想して判断する必要はない、というような低水準の権力的論理で棄却決定。「六・一五付」の特別抗告の申立は、原審でなく最高裁へ提出したため、七・一二付で大阪高裁へ移送され、あらためて最高裁へ移送されることになった。このように獲得されうる八時間Vを他の領域へもどのように変換し応用するかが、永里氏を含む未来形の訴訟当事者群のテーマに追加されつつある。

一方、鈴木さんは証拠保全を京都地裁第四・五民事部へ統一に出していたため、分離された以降の決定「抗告のルート」が複素数化し、第四民事部(「ア」)への申立についての即時抗告は「一・一七」、第五民事部(「β」)への申立については「三・二六」付と「二七」付であったが、六・一三付で大阪高裁第六民事部(村上、寺沢、安倍)は(「ア」)系について、六・一一付で同部(村上、堀口、安倍)は(「β」)系について異なる内容の即時抗告棄却決定を出した。これに対して「六・一八」付で二通りの特別抗告を申し立て、「七・五」付で二

通りの理由書が提出されているが、いくつかの重要な指摘がある。
(β)系と(γ)系の決定で裁判官は矛盾する判断をしている。例えば、後者は、口頭弁論終結後も原裁判所が証拠保全申立の管轄権を有していると記し、前者は、終結後は各審級の裁判所に申し立てるべき、と記している。また、(γ)系の決定は、β系に關する大阪高裁第六民事部(荻田、堀口、渡辺)の一・一三付の決定や同部(村上、堀口、安倍)の四・一三付の決定が、「鈴木は昨年一一・一八に忌避をしたから申立は棄却」とのべているにもかかわらず、今度は(同部、同一裁判官が重複しているにもかかわらず)、「鈴木が忌避をした事実を認めるに足りる証拠はない」というのだ。これが一体、まともな裁判といえるか?これら以外の多くの誤りを含めて裁判の原則、特別抗告条項の大法廷における審理が、すでに係属している一・二三付の鈴木による忌避と特別抗告との併合位相で要請されている。

γ・本訴

一九八三年二月一六日の審理抜き判決の強行が、忌避によって粉砕されているが、その後の経過は次の通りである。

松下の表現を媒介すると、

一・一八四・一・一八付で特別抗告申立書。

一・三・七付で特別抗告申立理由書。ここでは、忌避却下に関する判例や規定の違憲性審査のために大法廷で審理すべきこと(裁判所法第一〇条および最高裁事務処理規則第九条)と、これまでの決定が判断対象としないという記録群(浜本、坂本の第二回公判へ

の申立書、鈴木、坂本、松下の調書記載の正確性に対する異議申立書、八木の陳述書、竹中の期日設定に関する申立書等のうつつしと、時の櫻通信第八九〇号校正刷り完成したものは間に合わなかったが、この方がかえって、申立の持続性のバネになった。)の審理を要請した。

一・三・二六付の申立理由補充書で、小法廷群忌避の審理も大法廷でおこなうべきこと、この特別抗告が、三・一六付の第二小法廷による(α)忌避と特別抗告却下決定に対する異議の位相をもつことを強調し、第八九〇号の完全な形態のものを追加提出した。

四・一二付で第一小法廷(和田、藤崎、谷口、角田、矢口)の却下決定。(昭和五九年(六〇号)民訴法四一二条ノ二の特別抗告の場合に当たらないとする、例の画一的パターンであり、松下により東京高裁忌避後の特別抗告過程(九ページ参照)で、大阪高裁忌避後のテーマと併合しつつこれらにかかわった一・二・三小法廷総体への批判が深化しつつある。

坂本の表現を媒介すると、

一・二六付で特別抗告申立書。

一・二八付で申立理由書。ここでは、β裁判官はすべてあらかじめ忌避されているという、ある意味で正当な脅えが、審理との関連で具体的に対象化されないままであること、なにものかへの違反性が、予測される画一的パターン(他の事件で入手していたものを添付)批判と共に鋭く指摘されている。

四・一二付の第一小法廷の却下決定(同年(六一号)は、これに全く応えず、添付した画一的パターンの文型である、

「民事事件について最高裁判所に特に抗告をすることが許されるのは、民訴法四一九条ノ二所定の場合に限られるところ、本件抗告理由は、違憲をいうが、原決定中抗告人に対する抗告棄却の理由とはかかわりのない部分をとらえて原決定を非難するか、又は原決定の単なる法令違背を主張するものにすぎず、同条所定の場合にあたらぬと認められるから」のうち傍線の部分さえ省略し、「その実質」を加えるという、最も簡単かつハレンチな画一的パターンで処理してきたのである。(松下、鈴木についても同一文)これに対し、坂本氏がn年性の怒りと現段階の情況性をこめて、さらに特別抗告をして行く意味は一三ページにも記した。

一・四・二三付で(第二次の)特別抗告申立書。ここでは小法廷による審理を忌避し、大法廷による審理を要請している。

一・五・三一付で第一小法廷の却下決定(同年(四〇号)が出されたが、最高裁のミスにより、とどいたのは七月二八日であった。これに対して一・七・三一付で第三次の特別抗告をおこない、(α)第三次の特別抗告との大法廷における併合審理を要求している。

鈴木の表現を媒介すると、

一・二五付で特別抗告申立書。

一・三・九付で申立理由書。ここでは、これまでの忌避に関する決定群が全て、申し立てたことのない忌避を申し立てたことにし、忌避理由さえ、それぞれに仮構してしまっている経過が開示されている。

四・一二付の第一小法廷の却下決定(同年(六一号)の不当性は前述と同様であるが、裁判所の、その後の自己矛盾から決定の根

拠は崩壊しつつあることが明らかになった。即ち一九ページに記したように、鈴木は忌避を審理した大阪高裁の同一担当部は、鈴木は証拠保全申立に対する決定において、忌避以外のテーマについての原決定を追認するのには気をとられたのか、忌避を申し立てたことがないとβ正当にも認めてしまったのである。一・七・七付の再審請求書は、このβ正当な決定を含む決定文コピーを添付して、それらの決定を出した大阪高裁へ提出されている。

なお、鈴木からは前記の系列の他に、β真正のβ忌避の系列が重層的に展開されているのが重要である。

一・二三付で忌避申立書。ここでは裁判所の一方的判断が生じる根拠への批判としての、はじめての忌避申立がなされ、かつ、「この国の民事事件において、いまだかつて忌避申立が容れられたことがない」(別冊法学セミナー基本法コンメンタール、小室・賀集編、新版民事訴訟法六二ページ)という指摘にもとづいて忌避制度の私物化と形骸化の転倒宣言がなされている。ついでに編集者から刑事事件においてどうかあるかをのべると、昭和四八年六月六日の東京地裁刑事第二六部の傷害被告事件(被告人川本輝夫)の第二回公判で、被告人と弁護団の法廷外の打合せを認めないこと等を理由とする忌避申立がなされ、裁判長(船田)は刑訴第二四条によって簡易却下したが、即時抗告を審理した東京高裁第七刑事部(判例集からは裁判官名不明)は、忌避申立には理由がある、として同年七・三一付で原決定を取消し、地裁へ差戻しているのである。これに政治的危機を感じた検察側は特別抗告し、最高裁第一小法廷(下田、藤林、岸、岸上)は一〇・八付で検察側の論拠を全て採用し、

正当な高裁決定を取り消し、忌避申立を却下し、以後、これを判例として全ての忌避事件に適用させてきている。(これに対する表現論的、情况的批判は、第八九〇号九ページ参照)

二・二〇 京都地裁第二民事部(高山、永井、久保)却下決定。理由は、前年一一・一八に忌避したから申立は重複するという誤った裁判記録の追認に依拠している。

三・五 即時抗告申立書において、記録の正確性に関する刑事と民事の規定の差が詳細に論じられ、民事のあいまいさ、不確実さの根底に、恩恵措置として民事を把握する権力者の(無)意識構造のあること、これが、忌避という極限的場面で逆に抑圧として働く構造が正確に批判されている。

四・一三 大阪高裁第六民事部(村上、堀口、安倍)棄却決定。理由は、原決定理由説示のとおり、というのみで申立の破壊力を働かせて逃亡。

四・三〇 特別抗告申立。

六・八 申立理由書へ真正でない忌避事件の即時抗告を担当したのと同担当が、今回も即時抗告を審理していることは、先例の追認、不当な決定の原因になっていること、申立理由を要約、対象化しえず、申立表現のコピーを添付し「別紙の通り」といってすます反表現性が指摘されている。

七・七 特別抗告申立理由補充書(一)。これと同じ日付で提出されている再審請求書(前出)と同じ決定文コピーを添付し、特別抗告内容を再構成、深化させている。同じコピー添付でも、この場合と、前述の裁判所による場合で、その方向性や重さが対照的であることを注目したい。

以上の経過が、判決期日を阻止するだけでなく、未踏のテーマ群の獲得過程として存在してきたが、一方、司法権力の側は、松下、坂本、鈴木、忌避が、四・二付の特別抗告却下決定により確定し、地裁の審理執行停止も解除されたと判断したのか、五・七付で六・一の判決期日を指定してきた。(なお、後で坂本の第二次特別抗告が残っているのに気付いたのか、六・一の前日の日付で却下。送達は七・二八で、七・三一付で第三次の特別抗告。)

確定させないまま無視。被申請者(団)は、判決阻止のために、さまざまな手段を追求し、その一つとして、松江の刑事事件で弁護士となった吾郷弁護士に会って(自主ゼミ)をおこない、ついに、弁論再開後には辞任するという条件付ではあるが、受任してもらうことに成功し、五・二四付で代理人弁護士から弁論再開申立書が提出された。ここには法律専門家の立場からさえも、A三六七に関して黙示の使用貸借契約が成立しており、これらの事実について審理を尽さないまま弁論を終結することは、裁判を受ける権利の侵害であるという指摘が可能であることが明記されている。

しかし、裁判所は、これに対しても審理再開を拒否し、六・一が迫ってきた。同じ日に東京地裁公判がある松下は、前日から東京へ出立せざるをえなかったが、離れる距離と、法廷へA三六七への気がかりが比例的に増大する感覚を味わっていた。

五・三十付で(自主ゼミ)実行委気付(竹中未知、竹中千恵子)から申立書を鈴木へ委託していたが、ここでは、忌避による審理執行停止期間をくぐって二・一〇に、この世界へ出現した竹中未知の参加申立や身体的に出廷しえなかった竹中千恵子に関する口頭

弁論再開申立、これらに応じないならば、その度合での忌避申立(註一)固定的でなく変動的、函数的な理由であることに注目)をおこなうという意志表示がなされている。また、竹中さんから南山大闘争の竹内さんに提起をして、A三六七の物品の移動に関しては必ず南山学園資料室と南山大学内のA三六七(闘争(史)発行委に連絡をとれ、と要求する文書を作成してもらい、みな(三歳)の絵、文字と共に六・一当日のA三六七へ出現させた。

五・三一付で、浜本から第四民事部の裁判長石田真(註一)四月以降、交代していた。A三六七審理の直接担当者がα、β、γについて全て交代している意味は? および裁判官小山、中村に対し、前任裁判長の審理責任を放置して判決文朗読を強行すること等を理由として忌避申立書を作成した。

前記の二つの文書は、五・三一に鈴木から直接に裁判所へ提出(竹中の表現については、受付の係官が、忌避の表現であることが、よく判らないと拒否しかけたので、仮装的に連絡をとって、追加記入提出)されたが、翌日の公判の中止か強行かは開廷時刻直前まで不確定であった。強行を基準とする対応が準備され、竹中や幼い子どもたち四人(登校や登園を自発的に拒否し止揚しつつ)は、A三六七を八占拠し、法廷には、鈴木そののれい、浜本が出撃し、その他の被告も、それぞれの戦場で、かたずをのんでいた。いま直ちに同じ場で共闘しえない意味を転倒する方法を模索しつつ。

浜本は坂本からの六・一付の忌避表現を委託されており、鈴木も六・一付の(鈴木、松下)の忌避表現を用意していた。というのも、裁判所が、直前に忌避の出ている竹中、浜本についてだけ判決を延期し、出していないとみなす坂本、鈴木(四・三〇)

の特別抗告は確定していないが、にもかかわらず期日を設定してきていた)、松下について判決を強(註二)し、A三六七の強行執行を可能にも想定されたからである。さらに鈴木は竹中の控訴申立および仮執行停止申立書を委託されており、浜本は忌避を法廷で簡易却下されること等も考慮して複数の即時抗告申立書を準備していた。

正午すぎ浜本が書記官室へもどってきた滝本書記官と(自主ゼミ)し、数分後、裁判官室からもどった書記官の気配から忌避簡易却下の可能性を感じて、坂本から委託された忌避表現を提出しようとする、一階の受付に出せといわれ、提出をすませた直後に、階段を降りてきた滝本書記官から、判決延期をきいた。それでも午後一時から三二号法廷を占拠し(私服風の二名も入ってくる)、別事件の開始を確認してから、A三六七に(共闘的に)宿泊し続け、心配して法廷のそばへきていた学生(名や鈴木そののれいと共にA三六七へ帰還した。A三六七では高尾氏、八木氏、竹中さんや子どもたちと共に、判決粉砕過程を支えるなものかの祝祭をおこなった。

なお、忌避表現のうち竹中は具体的な裁判官名を記していない、鈴木、松下のもの(開廷の際に出す予定だったので宙吊り)は、これまで忌避審理にかかわった第二、第三民事部の審理を忌避し、坂本は書記官の滝本と、宮地、氷室(いずれも第五民事部)をのぞく裁判官の関与を忌避し、浜本は京都地裁民事部の全裁判官の関与を忌避している。

六・一八付で竹中、浜本、坂本に対して、第一民事部(山崎、杉本、玉越)の却下決定が出された。(註一)事件番号が、それぞれ、昭和五九年(九)第九〇四、九五〇、九五一となっており、スキマがある意味は? 宇宙的忌避が殺到しているのだろうか?)

竹中未知と竹中千恵子へは、同文の決定が二通送達され、前者は当事者としての申立権がなく、かりにあるとしても、双方の申立権は認められないというものである。

竹中からは、一六・二六ノ付で、(異議をふくむ) 求釈明をおこない、竹中未知の参加についての審理は、どのように扱われているかを、研究室公判(本訴)における森川佳津子の参加ノ忌避の同時申立が受理された例を上げて質問し、同じ日付の即時抗告申立書(一序)の持続の前提としている。また一八・一八・八ノ付で、これまで不当な決定群を出し続けている大阪高裁第六・七民事部の関与を忌避し、手数料に関する自主ゼミで時間ノテーマを獲得中。

浜本と坂本に関して、裁判所は、忌避(x)と、忌避審理条件における忌避(y)に分離した上で、まず(y)についてのみ、忌避申立権の乱用として却下。ここで重要なのは、(y)水準の忌避をうけた裁判官のリストを添付していることで、浜本については

① 京都地裁民事部に所属する裁判官一七名
② 山崎、杉本、玉越(この決定を出した。)

を列記し、坂本については、

① 京都地裁に所属する全て(宮地、水室を除く)の裁判官三一名

② 山崎、杉本、玉越

を列記し、①は忌避事件に関与しないことは顕著な事実であり、②についての忌避は理由がない、という形式論理とさえいえないシロモノで却下してきたことである。

坂本から一七・四ノ付の即時抗告と一七・五ノ付の忌避、浜本から一七・五ノ付の即時抗告と一七・六ノ付の忌避が提出され、いず

△大阪▽高裁

八三年一月八日の忌避は、結審直前の審理を十ヶ月にわたって宙吊り、裁判長の交代を実現し、従って法的にも手続更新、本質的には、これまでの闘争ノ審理過程の総体的再把握の条件を創り出した。

また、忌避という表現形態の戦後史過程や闘争主体内部の関係性とのかわりについても、あらためて追求し直す契機となり、同時に現段階の各(一)公判が直面している困難さを突破する楔となり、多岐にわたって応用される出発点となっている。

大阪高裁は、昭和五九年二月二八日付で、国選弁護士選任手続をとると通知して、三月九日付で大阪弁護士会へ依頼状を出した。弁護士会内の特別案件委員会は、被告人の風評? から選任に苦慮し、受任させられそうになった弁護士が拒否した後、さらに検討し続け、一人の被告人について二人の国選弁護士をつけるという異例の措置をとった。

一方、これと対応して被告人からも、四月一日付で委員会あてに申入書を送り、忌避に至るこれまでの経過と、今後の問題点を明らかにしつつ、被告人の訴訟行為(開廷中の弁護士とうち合せが可能)な位置へ被告人席を移動させ、証人に対して被告人からも尋問をさせること等)の確保に共闘しうる弁護士選任を希望した。

四月五日付で高裁第四刑事部は、池上健治、川窪仁帥の両弁護士

れの忌避も、五・三一ノ六・一に提出した忌避について前記②ないし同位相の三人セットの裁判官の関与を忌避している。

七・一二付で、第三民事部(古崎、小田、長久保)が浜本の一七・六ノ忌避を「すべて却下する」決定。これに対して一七・二八ノ付で即時抗告。ここでは、七・一二決定のいう「申立の不適法」性は、六・一八決定の不適法性をいうに等しく、決定が決定を否定している関係が示され、この矛盾は、すでに提起している公開の裁判官会議でのみ審理されはじめ得ることが、あらためて強調されている。また、一八・三ノ付で前記(x)に前記②が関与することへの忌避ノ書を提出。

坂本氏は、戦術ノ的に、決定をうけとる時期をおくらせつつ同位相の即時抗告と忌避を一八・一八付、一八・二一ノ付で提出。

読者諸氏は、自ら図解して、これまでの忌避過程を(できれば(一)公判過程の総体について)把握していただきたい。複雑に入り乱れ、細分化されていくように見えるとしても、その過程が逆に忌避制度を媒介する幻想性抑圧構造への方法的反撃を示唆していること、これらの試みが、何かへの巨大な諭であることを次第に感じとっていただけるであろう。

(r)の判決期日は、忌避ノ星雲のむこうに視えないままである。

の選任を通知してきた。数回にわたる被告人と弁護人のうち合せで、両弁護士が六九年の大学闘争過程で、それぞれ京大、立命館大の学生であったことも判明し、この意味でも闘争総括の領域が広がったといえる。

四月二〇日と五月二九日には、弁護士と裁判官のうち合せがあり、被告人も直前・直後に弁護人に方針を再確認しておいた。弁護士は控訴審における被告人の証人尋問権を認める判例(昭和二五年(第)第六四一号、同二七年二月六日大法院判決、最高裁判例集第六卷一三四ページ以下)をみつけて裁判官にみせつつ被告人からの要求を伝えたので、裁判官も拒否しえず、他の諸要求と共に基本的に了承せざるをえなくなった。この了承と同時に公判日付も設定され、
九月一三日(手続更新と控訴趣意補充書提出)
九月二七日(竹中証言主尋問の続き)

一〇月二三日(反対尋問と、その後の進行うち合せ)
という予定になっている。

弁護士と被告人は、前弁護人の所持する全訴訟記録をゆずりうけ、不足するものを国選を媒介する費用で大量に騰写し、整理し、再検討する作業をつみ重ね、その過程で、神戸大学が一九七〇年代を通じて、八〇年代中期まで押収ノ留置し続けている松下研究室内の物品を、裁判過程に交差させ、応用する必要性が次第に明らかになってきた。

すでに前年六月七日付の証拠調請求書(三)で、この物品の重要性は裁判所に対して提起していた。(第八八ノ号五ページ参照)しかし、今、問われつつあるのは、これらの物品を含む全物品や空間性(第八七ノ号二六ページ参照)に関する大学当局や闘争参加者の

対象化作業を現在形で、かつ具体的に展開することであり、弁護人をその媒介とする意味の追求である。この場合、弁護人に対しては、前述の裁判所あて請求の証拠が審理において不可欠であり、必ず当局によってどこかに保管されているという主張に重点をおいて説得しなければならなかった。これは、ある面では実在よりも△▽性を獲得しようとする仮装組織論の応用であるとはいえず、黄金を求めた旧約の青年の歴史を、六甲空間において私たちが転倒的に飛翔させる論でもあり、十年性の仮装被告団の裁判闘争にとってこそ、この組織論による突入が必要なのである。

六月十九日、二〇日に弁護人と大学当局の電話による交渉の後、弁護人二名と松下は、弁護人には予告せず当日参加した全被告団代理人位相の竹中と共に、六月二十七日午後、神戸大学教養部に登場した。前年一月二日付の松下らに対する構内立入禁止通告は公的に解体され、事務長（坂元）、法学教官（野口）、立会い教職員（坪ら三名）は、ダンボール九箱の運びこまれた元教養部長室で、自主講座に公的に参加せざるを得なくなった。

あらかじめ要求していた押収留置品目録には当局の生活し思想の根拠が無意識のうちに表現されており、電気製品、ぜんまい製品、道具、食器、寝具、衣類、移植ゴテ、印刷用具、文房具、ヘルメット、ハンドマイク、絵、書物の順に各一点ないし数点ずつ記されているが、パンフ、ピラ類は一二キロ、一〇キロというようなダンボール箱単位で五箱分がまとめて記されている。

これに対し被告人側は、眼前の物品が、あるべきものの△▽部にすぎないことを本質的に立証しつつ、押収留置の時期を、

うるし、現在も刑事公判を含むn事審理が続行中と反論。パキケード性は永続的に生きているのであり、その持続の中で入室は万人に開放されているのである。（この言葉は、その後A四三〇号室のドアにワープ的に表現されている。）

弁護人も事態の重大さに気付きはじめ、被告人らの二つの要求

x——いま目の前にあるもの（数瞬間ではあるが、十数年ぶりの手ざわりで△▽性を確かめた。）以外に、歴代の管理責任者が

保管してきているものがあるはずだ。前記各項目段階の記録、責任者調査を開始せよ。

y——昨年一〇月に私たちの一人が撮影した写真には、密閉された室内に、まだ多くの物品の存在の気配がある。双方立ち会いで現場検証をせよ。

を支持せざるを得なくなった。

z——として弁護人らは職業意識から証拠保全請求などの法的措置を、被告人らは闘争感覚から△実力奪還▽を胸の中でつぶやいているうちに、当局は追って回答するのべてこの日の△団交▽は次回へ続行となった。

その後、弁護人から回答を督促したところ、当局は予測通り前記二条件の破壊力に恐怖して拒否してきた。第二回の△団交▽は松下らの同席なしの条件で、弁護人二名が七・三一に再び神戸大学へ行き、当局の見解を確認したが、大学側は、内心は、永続的△爆撃装置を手放したいのだが、その廃棄や返還の契機をみつけれないままなのである。そうである、永続的に恐怖せよ！△現場△証拠△の検証△創出が、全ての△▽（一）闘争参加者に壮大に提出されつつある。

一、昭和四五年六月一〇日の研究室攻防戦の際に教職員がもち出したロッカー（教養部広報第二〇号一二ページ参照）
二、昭和四六年四月九日の仮処分決定直後にもち出したもの。（直前の光景の一部は「メタ」第一七号の写真参照）
三、昭和五一年一〇月二五日にロッカー多数を室内に集積した際にもち出したもの。（翌五二年一月一四日に第Ⅱ課程学生自治会などの要求し立会いの下でロッカーによる逆バリは当局により自主解除された。）
四、昭和五七年三月二六日の人事院判決（松下処分の承認）後の嚴重な逆バリ形成時にもち出したもの。

五、昭和五七年一〇月一八日の再占拠闘争の約一ヵ月後の、四水準をはるかに上回る逆バリ再構築時にもち出したもの。

六、昭和五八年一〇月一八日の再占拠闘争の直後に、五水準のみならず構内立入禁止通告し告訴どうかつを伴う逆バリ再構築時にもち出したもの。

に大別し、まず、いま目の前にある九箱分についてどれに対応するか、封印し保管の責任を明らかにしつつ開示せよ、と迫った。ドアの外には、被告人からの連絡で△取材▽にかけつけた神戸大新聞の数人が入室を要求したが、弁護人の自主規制が当局の拒否を支えることになった。（会議の後、被告人の提案による研究室外部などの現場検証では事務長を含む全員の参加が実現されたが。）

前述の六項目の時期と物品を対応させること、まして押収責任を本質的に明らかにしない当局は、A四三〇への入室自体が違法であると法学教官にいわせた。これに対し被告人から、少なくとも研究室仮処分異議公判が持続している間は、訴訟活動としても入室し

△岡山▽地裁

α ●懲戒免職処分取消請求（第二民事部）

一九八四年三月七日（第三四回）

小松証人に対する主尋問の補足と反対尋問がおこなわれた。国側は、一〇三教室内の参加者や活動内容を固定的にとらえ、処分理由に結びつけようとするので、原告（坂本）の再主尋問によって反撃した。このような過程を媒介に証人の十年性総括の方法と深さが、今後どのように持続させうるかが、それぞれの当事者のテーマとなっている。閉廷後の小松芳文、富美代、契史の△家族▽と原告の間で、RB公判の特性は、△処分▽のみならず、△家族▽を含めて、全てを未来形（未知形）の言語でとらえねばならないことかも知れない、という対話があったことが大きい示唆となるであろう。その後、小松証人から、次回に採用された金本証人へ、次の文章を含む△証言▽の連続展開要請が送られた。

「……沈黙の自己解体の過程で私は、しかし、どこかで、けっこううまくやってもいるわけです。『どこかで』とは△どこ▽か、を『しかし』というあいまいな存在感覚を転倒しつつあきらかにせよ、あるいは創出せよ、という問いが、金本さんから私への七五年頃の問いであったように思います。」

この問いに答えようとしてRB公判で証言しつつあることを、七

五年以来、△岡山V大学闘争の可視的な現場から遠ざかっていった金本証人に、小松証人が、RB公判を媒介にはじめて提起している意味は極めて大きい。

松下からも、かつて、かれ自身の△四・一二V公判での最終陳述△黙否V(勾引状態)や△卵V裁判での積極的証言(監置中)のそれぞれに含まれる未対象化のテーマを金本証人の生活や思想の現在性から証言してほしいとレジュメで要請した。

一九八四年五月九日(第三五回)

原告代理人(河原)から、小松証言調書の正確性について、証人の陳述書を添付して申立書を提出し、金本証人への主尋問を開始した。

金本証人は、小松、松下の提起により、いくつものためらいを越えて証言の意志をもって出廷したが、このn年の(一)的なもの手ざわりを、一瞬のうちに法的位相に(も)変換することに、やや欠損をみせた(例||片山恵子とは何か、への応答等)けれども、処分段階のRB三〇二で持続的に生活していたことや、六九年一月の段階で提出していた卒業論文を闘争開始と同時に教官研究室からもち出し、自主管理してきたことや松下との出会い等、処分過程の不当性および、それをみだす△岡山V大学闘争の意味の証言を展開した。この日の最後の主尋問で△原氏の六九年の「状況への発言」との関連で、その後の授業再開をどう受け取ったか、に対して証人が「くだらないと思いました。」と答えているのが、言語のえらび方は別として、表出度において画期的であるという印象を与えた。というのも、これまで△原氏(の授業再開を含む表現行為)に対し

注釈

一九八四年七月二五日(第三七回)

金本証人に対する国側の反対尋問に対しては水準の質的差異が開示された。例えば「一〇三教室で落書したことはないか？」に対して、「自分には、これ(手にしている処分説明書)が落書にみえる」という風に。「今日、ここにくるまでに、裁判所のどこかに落書してきた。」とも。最後に、原告の再主尋問への証言は、「これまでの証言は、ごく一部であり、RB三〇二現象については改めて証言していく。」という宣言であった。

次の証人をめぐって、裁判所(国)は、十年もたつたから本人尋問(結審)を主張したが、原告や代理人(河原)が反対し、次回(十一・七)は宮本哲を採用し、もう一人だけ上申書を出せば検討する、ということに閉廷した。

β ●生活保護変更決定等取消請求

(第一民事部)

一九八四年二月二三日(第二回)

県側代理人にαの大学側代理人(片山)が登場し、以前から審理担当の県職員が代理人になっていることを含め、相手の方もRB公判を総体として把握せざるをえなくなっている現状が明らかにされた。なお、αでは原告側には代理人弁護士(河原)がいるが、βでは、原告の坂本、浜本のみで訴訟活動をしている。裁判長(川鍋)は、原告(坂本)提出の文書(被告の答弁書への反論等)を殆どみ

て△学生V存在から明確な批判が提起されないまま放置され、それが、かれや△学生V存在の体制的自然過程への回帰の発端を形成してきたからである。

一九八四年六月二〇日(第三六回)

金本証言(主尋問)の持続の中で、基本的なテーマとして現われたのは、前回の証言過程の全体にわたって渦巻いている情念の根拠(運動性を過去形でなく、現在(未来形)でとり出すことであった。これは、処分者や被告(国)が闘争や参加者を画一的なものにおとしめて評価することへの反撃である以上に、永続的△大学闘争の当事者として必要だからである。

金本証人は、公判期日の直前まで、前回の証言記録を読む気がしない、といったいたが、国家にうつしとられた自分の姿と向き合い、転倒を、という(自主ゼミ)的提起に次第に同意し、その後、自分の証言記録にレジュメを添えて、△原氏を主賓とする元岡山大学生の同窓会的結婚式へ送付するまでになった。

この日の証言は、前回より、はるかに密度の高いものになり、前回証言の止揚を含めて処分理由(過程)は全て粉碎された。裁判官も時間制限を忘れて聞き入っていたが、最後に証人は、証人としての法的許容度を越える二つの提起をおこなった。一つは、これまで自分の証言の中に出てきた人たちを全て証人として呼んでもらいたい、ということ。もう一つは、坂本研究室から自分は研究図書を持ち出しているが、これをどうするか、という挑戦的問いかけである。

ずに次回に続行しかけたが、原告の反論で、しつこく審理に応じた。(陳述扱いは次回)

一九八四年五月一〇日(第三回)

裁判長が笠井になり、手続更新。被告代理人(服部)から準備書面を提出し、昭和五六年一〇月以降は原告と家族は居住や生計を別にしており、訴は理由がないと主張した。原告の主張には反論しないのか、との坂本氏の問いに、被告代理人(片山)は、これ以上ない、むしろ訴の内容が不明、と大声で発言。

γ ●住宅扶助申請に関する審理

一九八四年三月二日の県庁における審尋では請求者(坂本)と更生福祉課主事(頭山||βの代理人でもある)の間で、RB三〇二に対する大学側の処分発表後の損害賠償金(使用料の三倍)は、生活保護の対象となるかどうかについて重要な討論があり、行政側は論拠を粉碎されたにもかかわらず、昭和五九年七月一二日付の岡山県知事名で、審査請求棄却の裁決をおこなった。坂本氏の側から△賠償金の法務局への仮装的委託と、r公判の準備が進行中。

△宿舎使用料

△高松▽高裁

項

この項の題名は、正確には、△高松▽高裁および△徳島▽大学の△押収▽である。そして、△押収▽の主体は、検察庁ないし大学というよりも、むしろ闘争主体（浜本）である。その意味を第八九ノ号三二―三四ページの三つの経過に連続して記す。

一、高松高裁における一九八四年二月七日の公判（第一一回）における原告（浜本）に対する代理人（古家野）の本人尋問記録は、大学闘争の自主講座／自主ゼミ過程で、十分には展開し切れなかった自然科学、とくに医学領域の知識／人間の反存在性を開示しはじめたものとしても重要である。

法的水準に交差するテーマとしては、前号に記した「石村証人の夫の母の証言」に関する証拠保全の申立が二・六付で徳島地裁に対しておこなわれ、二・一三付で、前記の老婦人を診察し、証拠保全の急迫を鑑定する鑑定人として三名の医師（山下、今泉、村橋Ⅱ現・高松刑務所医務部長）の申請も追加された。この医師たちは徳島大学闘争の任役に加担し続けてきたゆえにこそ、最もよく「診察」しうる位置にあるという正当な指摘がある。裁判官（以呂免）は、この正当さを審理することに耐えかねて、三・一〇付で却下。浜本さんは、三・一八付で即時抗告し、四・四付の補充書で、これまでの石村家との交渉過程等を詳細に開示し、控訴審との併合審理を求めた。五・四付の棄却（第二民事部）に対しては、特別抗告せず、

委（松江の事件の共同被告人作成）の医学部事務長あて文書は、これまでの経過を総括しつつ、高松高裁との関連での管理責任の対象化を迫っており、大学側は反論しえないまま沈黙している。

一方、前記の押収／留置品は別の関係性からも動態化しつつある。というのは、松江の事件の訴訟費用未納分を支払わせようとする徳島地検は、浜本さんの△勝訴▽（第八九ノ号三四ページ参照）に関する控訴審（申立と決定の差額を媒介するテーマの追求のために浜本さんから申立）について三・五に棄却決定（処分に関する控訴審を担当しているのと同じ一部）が出たので、入手しうる金額に目をつけたのか、法務局を通じて三・一九付で受取りにくるようにと通知してきた。浜本さんは、これに対し、

- a、三・一九付で特別抗告を申し立てているから確定していない。
- b、徳島大学が留置している△私物▽の返還が近くありうる。
- c、徳島大学構内でおこなう古本市の売り上げを納入にあてる。

（五月以降）

という方針を逆提起していくことによって、地検の意図を転倒し、共闘させていく。但し、aに関しては、△勝訴▽以後、少なくとも入手可能な額を受け取ってもらえないと供託手続をとらざるを得ず、利子が増えることなどを怖れる法務局のマジメな（？）職員の熱意に免じて、二一、八〇〇円（利子四一円を含む）を三・二六に淳君（後出）と共に法務局／日銀代理店で受け取り、地検へは納入せず、自主ゼミ的に応用／活用した。

なお、四・一六付の特別抗告申立理由書では、裁判を受けたくても受けられない人と、高収入の人に同質の決定を出させようとする民事訴訟費用法／規則の違憲審査を行なえという主張（一）、請求額は正確

控訴担当の第四民事部（宮本、早井、山脇）へ再審申立をしたが、六・八付で却下され、六・一八付で異議申立。

この経過以上に本質的なのは、浜本さんから石村証人へのn次のな働きかけで、その頂点として六・五に、医学部薬理学第二研究室を占拠して平岡事務長（控訴審の大学側代理人）や石村証人との激しい自主ゼミがあり、追いつめられた証人は、八月末には出廷すると約束せざるを得なくなった。この時点での次回公判期日は六・一四で、かりに前記の約束があるとしても、大学側や裁判所、および本人の異議によって、六・一四公判において証人採用を取り消される怖れも大きかった。しかし、公判の前夜に（京都地裁β公判の後で、（自主ゼミ）参加者と重要な諸テーマを共に考えこんだのが加速作用を与えて？）、代理人（古家野）は、急に胃潰瘍の激痛のため倒れ、出廷は勿論、裁判所への電話さえ不可能となった。この事態は、代理人の苦痛を越えていえば、六・一四に△石村証言を八・二三に延期しつつ実現させる要因となった。控訴審の石村証言を八・二三に延期しつつ実現させる要因となった。

なお、六・一四付の文書提出命令の申立（二・七）への補充書が代理人から直前に郵送されているが、ここでは石村証人と共同研究をおこなった期間の資料（証人が所持）、特に浜本作成の論文草稿、徳島大学が留置されている浜本、山本、中野の研究資料、特に科学技術論ノートが特定されていることは、二・七証言の今後の展開のみならず、次にのべる二、三との関連からも注目される。

二、徳島大学が一九七三年以来、押収／留置している山本、浜本、中野の△私物▽に関しては、一九八三年一二月以降、大学当局への申入、交渉が続けられ、三・一付でA三六七気付（自主ゼミ）実行

には七万一、二四〇円／であり、松江の事件を担当した横山裁判官（現、岡山家裁）が申立人の問い合せ（なぜ今井証人に「内容に鑑みて最高額の証人費用を支給」し、それを訴訟費用として被告人らに負担させたか）に回答しない限り審理しえないし、申立人が出廷のために失った一日分の収入を、裁判官の（高松△徳島）出廷費用（詳細不明）の△等価▽として計算しはじめるべきという主張（二）が注目に値する。

三、前述のcに記した古本市は、一九七三年四月一三日に、浜本の他に山本、中野が教養部構内でおこなった大処分古本市に、闘争過程で唯一△回、機動隊が導入され、女性△三△名と多数の古本が押収された過程を、その後の十一年のテーマ群と共に対象化する企画であるが、地検が、その売り上げ△訴訟費用納入額に、月々、大きい関心をもっているのは何とも微笑ましい限りである。

さて、五・二六以降、毎週土曜におこなわれているこの古本市で、重要なテーマの一つとして追求されているのは、教養部の経済学の教授、鈴木隆史との自主ゼミである。かれは、六九年段階において、学生の「誤認」処分問題を今井勝行（当時、医学部）と共に教官の立場から調査し、その不当性をパンフにして公表していたが、八〇年の松江の事件で、今井の告訴によって浜本、鈴木が起訴／長期勾留された時に、仮装被告団から、今井への働きかけ／告訴批判を提起されたにもかかわらず、それを拒否し、居直ってきたのであった。学内に大量に出現するピラ、ステッカー、立カン等で、自らの闘を追求されることに耐えかねた鈴木は、七・七に古本市に出頭し、七・一四には、長谷川氏（工学部助教）を立会人として自己弁明に

努めたが、逆に、かれ（に象徴される全ての現^{トル}大学教官）の果てしない腐敗の姿をさらけ出しつつある。

このテーマを含む古本市に、全ての△徳島△大学闘争参加者が、その立場を問わず△出品△させられ、対象化され始めている。対象をみつめる最も純粋な眼は、浜本さんに何回も同行している△甥△の淳君（中一）かも知れない。

△最高裁△

どのような△地方△（東京を含む）に生じた事件も、現在の三審制度を全てくぐりつつ格闘していくと、最高裁という△幽霊△にぶつかる。ある意味で、天皇制や禁忌と同じ位に不可視の力を及ぼしている△幽霊△に。

この通信では、これまで、各△地方△の闘争範囲から出立した（裁判）闘争過程を一つの軸として記述してきたが、この号で特に明らかになってきているように、各△地方△ごとの記述が困難なほど、テーマや裁判過程が交差しており、しかも、全ての道は、最高裁によって、画一的文体系発想の権力性によって塞がれているかのようである。

これまでは、最高裁が私たちの提起に応じえないことをそれぞれ闘いの位置から批判することにとどまっていたけれども、これからは、最高裁を一つの具体的な変革対象として、かつ戦後史過程の総体へのかかわり、責任追求の視点でとり上げなければならないと思われる。最高裁の裁判官は、裁判官によってのみならず、検察官や

弁護士によって構成されている点も重要である。

この号の記述および、原表現においてすでに開始されているが、読者諸氏にお願いしたいのは、できれば、この通信バックナンバーに現われてきた全ての最高裁決定判決をリスト化し、その関連やパターンを自らの手でまとめていただきたい、ということである。これを先駆的におこなっている（竹中一）をふくむ（自主ゼミ）実行委（作成の一八九四・三・一九〇二六〇四・一）提起（この号一四ページ参照）の原本の対に出会いつつ。この提起が、南山大闘争上告過程における、棄却決定後の上告趣意表現としても構想されていることも強調したい。

これと対応して言及したいのは、具体的な最高裁の判例を支えている、ないし判例からはみ出す発想の質を把握することである。前記の南山大闘争の裁判過程で、私たちは、東京神学大闘争の裁判闘争にも関心をもち、日本基督教団の宣教研究所で、記録を入手することができた。一九七三年三月二日付の弁護士（渡辺千古）の一番弁論要旨には、実質的違法性ないし可罰的違法性阻却の主張の項目があり、団藤重光の「刑法綱要総論」、「注釈刑法」の内容が、かなり明快に引用されているのを見出した。私たちは、A三六七に共闘的宿泊をしている学生に依頼して、図書館から貸り出してもらい、検討を重ねてきた。結論の総体は、ここに記す余裕がないが、断片的な列記をしておく。

一、団藤氏は、一九七四年まで東大法学部教授として刑法の權威であり、加藤一郎が民法の權威であったことと比較して検討すべきである。

二、一九七四年以降は、最高裁の裁判官になり、前記「刑法綱要総論」第六五版へのはしぎに、法学者が裁判官になって見解が変化しても、それはむしろ良心の強さと鋭さを示すものだ、という趣旨のことを記している。^{（第181頁）}

三、一、公判に関しては、松江の事件で忌避し特別抗告棄却の決定と研究室公判上告棄却判決（第一小法廷）に参加。八〇年以後、第三小法廷に移ったと思われるが、名前が出てこない。

四、前記の弁論に引用されていた「違法性を阻却するかどうかは結局のところ超法規的になされなければならない」という部分を、私たちは、（自主ゼミ）的に受け取り、関心をもって原著に当たったが、この場合、法秩序全体の安定性を維持するための操作として、個々の法的規定にとられない方がよい、という条件の下での見解であることに気付いて、そうだろうかと納得（？）した。五、同時に、かれとその学派は、違法性を論じる場合には、法益侵害という結果の無価値だけではなく、行為の無価値も問題とされなければならない、という枠を規定することによって、行為主体の内的解体し秩序への回帰を方法的にうながしている。

六、思想でなく、構成要件を審理し、人間の主体性を尊重せよという学説は、戦後の民主主義のプラス面と視えるとしても前記の構造から高度管理社会の維持の力学をもつことに注意すべきであろう。現在の司法権力の多数派は、これより更に政治的に発想し、個々のケース毎に、司法への信頼？を高めうる機会をねらって、時々、違法性を阻却してみせたりしているにすぎないが。（再審についても同様）

（第181頁）^{（第181頁）}の決定その他に、

△悪霊▽性の直視

第八九〇号三六〇三七ページの、二つの△宗教▽的教訓を生かす試みの過程で、次のような発見がある。

九州教区常置委員会が、否決し切れないままの「教団問題を考える委員会」原案準備委員会が、一九八四年一月二四日に永里氏の参加を含めておこなわれた時に、他の委員たちは、まず会として実現させてから実質的に問題を拡げて行こうとしたのに対し、仮装△信徒▽の永里氏は、実現結果そのものではなく、実現させる努力の過渡性を、契機としての△大学▽闘争の世界史性との関連において測定し、恒常的に、かつ機構に交差する方向で討論する場を創出することこそが必要であると主張してきている。

三月八・九日の京都における教師検定委員会と山本氏、浜本さんの討論においては、本質的には、信仰や教職を検定すること自体の背理こそが問題であるという認識の一手手前で踏みとどまろうとする委員たちの本音が、いくつも開示された。象徴的問答の一例。大学教員かつ検定委員の浅見定雄（「にせユダヤ人と日本人」の著者）「先生のバカとかいた答案があれば0点でしょう？」に対して、山本、浜本の両氏は、「それこそ合格！」と応じ、その他、多岐にわたって宗教の権威者を△宗教的に▽粉砕した。

三月一七日と四月七日に、京大A三六七で開かれた、甲山事件に関する討論会（問題点の断片は、△門司大里教会▽月報第△三六〇号等を参照）においては、この事件を対権力無罪路線から支援する

全ての宗教的、非宗教的個人／組織は、情況／存在的にマイナスの役割しか果たしていないのだということが、想像を絶するテーマの拡がりの中で確認された。（高尾和宣氏の大作「石の枕」の重要性）

五月三日／四日の九州教区総会では、一昨年来の建議案の現在性を提起し発言しようとする山本、永里氏らの陪席要求否決に対する△ゲバルト▽と背中合せの存在表現に脅えて、ついに閉会直前に抗議文朗読と事実上の発言を承認せざるをえなくなった。

六月一三日付の山本 聖をふくむ△牧師／信徒▽群団からの公開質問状は、前記の浅見氏あて、かつ同氏を含む検定委あて、かつ同委員会をふくむ（教師委と信仰職制委を合せて）三委員会あて、かつ同三委員会に関わる教団三役（会）あて、というラセン状拡大の構造をもっており、現段階までに煮つまりつつあるテーマ群のどの一つをとっても、全機構に波及する方向性をもっていることが示されている。これに対しては、今までに七・四付で、浅見氏と検定委から、「考え方の相違」について九・四に討論する機会をつくりたいとの応答があったので、（自主ゼミ）実行委としても参加予定。

七・一三／付で、前記の提起主体から九州教区の議長あてに、八三・一〇・四付で議長（田中道宣）が検定委に提出した「山本聖教師についての報告」を修正して再提出せよという要請がなされている。この要請には、n年間の活動／テーマに関する資料群が正確に添付されており、かつ、修正案を△議長▽の内部で検討し再構成してみる位相から、具体的に展開している。外部からの批判による要請ではなく、内部仮装軸から視た表現の提起であり、さまざまの表現闘争へも大きい示唆を与えるであろう。期限までに仮装的修正案に応答しないので、これを原本として議長名で公表し応用中。

以上いくつかの例を抽出したが、それら全てに共通する息づかいのようなものを示すとすれば、（自らの）△悪霊▽性の直視ともいふべきものであろう。この項にとり上げた問題に限らず、思いかえせば、△六九〇年以降の全ての切迫した瞬間には、行動のみならず、忌避や論争や△を含めて、もしかしたら、いま自分のやろうとしていることはどこかでまちがっているかも知れないし、眼前の△敵▽よりも自分の方が、はるかに大きい△闇▽をかかえているかも知れない、という思いが訪れ、不思議なことには、その思いに持続的に耐えているうちに問題の全構造が、ある明確な対象として浮かび上ってきたものであった。そして、このような過程を含めて全てを展開し切ろうとする時に、はじめて、大いなる歓びと共に問題の根底にある、生命的なものの救出も可能になってきたのだ。正しさのみの主張、眼前のテーマの範囲内での思索、△悪霊▽性と△双極変換することのない祈り……は、ついに△敵▽を倒すことはできないのではないか？ これについては、さらに持続的に追求し開示していく。

あやとりと音階

たえず私たちが意図していることの基本は、自らの試みが、現情況の中で、どのような位置をもち、否定や肯定や△の評価軸の振幅自体をも対象化しうる場をどのように創出できるか、ということである。

これらの視点から、私たちは、自らの（裁判）闘争とも視えるものを展開しつつも、絶えず何かからの距離を計測しているし、国家

の共同幻想性に対して言語、行為を交差させていく時のテーマ群の追求を、法的有効性以上に追求している。その対極的演習として、△爆弾▽やコンピュータの操作、マルクス資本論の空間論としての交換、家族Ⅱ対幻想論の再構築、河川敷の生存から超高層ビルの眺望に至る生理の解析、中島みゆきを媒介する△歌▽の検討なども自在におこなってきている。（以上はごく一部の例）いるので、いその際、原初的感覚や疑問を卵のように大切に育てていく。くつか例を上げてみよう。各テーマを包括する喩としてであるが…。

幼い子どもたちが、無心に指から指へ、あやとりの糸を置換するとき、微妙にかつ急激に形が変化していくが、その全過程を方程式ないし言葉として表現しなおすことができるか、と問いつつ、同時に、その困難さと△無▽関係な子どもたちの表情に救われてもいる位相。

楽器の弦や鍵——音階が、無限の音の流れの中の特定の整数軸をのみえらんでいる必然的構造をくぐって、△音▽総体をつくり出すにはどうするか、また、そうしたい自らの感性は何に由来するか、と問いつつ、整数軸から世界にそっと触れはじめの瞬間。

つぶやきが交差する。問いに応じる時間は無限に許容されてはいず、それは△敵▽を許容しない度合と関連するが、その構造をこそ楔として問いに交差させ、応用したい、と。

そして、これら全てのイメージを基底で支えているのは、△六九〇年の△ババケード▽からとらえた人間／存在の様式から全てを感受し、変革に応用していきたいという情念である。

綿毛の軌跡

日本海からの手紙

「……」私は思い出します。かつて松下さんの「六甲」が私にとって、六〇年安保闘争にかかわる最良のことばであったことを。そして、そのすばらしいリズムと、タンポポの綿毛、という美しい比喩（詩的言語）で限りなく豊かな内容を唱いあげた「六甲」に比して大学闘争はその中の一節のバリエーションでしかないという思いをもったことを。

いまもっともさし迫っているのは、一見しては遠まわりのように見えても、この関係をとりもどすことではないでしょうか。「……」

日本海への手紙

「……」私の△六甲▽に関する評価は、ありがたくうけとりたいのですが、過去形でのべておられるところが気にかかります。その第六章は始まったばかりであり、従って未完であり、△▽闘争に関する最△▽の表現であり続けているからです。

（註）原文は、文字としては、これで終わっているが、続きをかくとすれば、前記のような遠くからの△無▽数のまなざしの基底にあるものを最も激しく燃やしているものこそ（私）であり、同時に、（私）は、第六章を含む△六甲▽総体が△包圍▽の△一▽章でもあるようなまなざしを生きてきており、さらに（私）のまなざしは△六甲▽や△包圍▽の対極に微かに存在する何ものかのまなざしにみつ

められている。これら全ての、まなざしが見る夢を（私）たちは必ず実現させていくだろう。なにかの抒情を飛翔させるために実現させてきているとは断言しまい、と決意しながら……）

訂正

（＊印は原稿段階の誤り／刊行後の追加）

第△〇▽号

六ページ上段右から五行目の最後に「。」をつける。

一ページ上段左から一〇行目「切札」↓「切札」

一三ページ下段右から八行目（同前）

二二ページ上段左から三行目「専門」↓「専門」（＊）

二五ページ上段右から八行目「十一月一六日」↓「十一月一六日」

日と

下段右から九行目「七七・一三付」↓「七七・一三付」

三四ページ上段左から八行目「一九七八」の次に「。」をつける。

第△三▽号

三七ページ下段右から一行目「全ての」の次の「、」をとる。（＊）

第△八▽号

一六ページ上段左から一〇行目「八〇年」↓「七九年」

（＊ここに含まれる意味は静岡大の矢野氏に問い合わせる必要あり。）

第△九▽号

一ページ上段右から六行目「宇宙船が急いで突切らねばならなかつたので」↓「急いで突切らねばならなかつた宇宙船の」

（＊）

四ページ上段右から七行目「第四と」↓「第四の」

下段右から五行目「受理をしている」↓「受理をしいる」

下段左から五行目「週辺」↓「周辺」

六ページ上段右から一〇～一一行目「長い情念と」↓「長い期間に

重い情念と」（＊）

上段左から七行目「一一・八・八」↓「一一・八」

と

上段左から四行目と五行目「主尋問」↓「主尋問」

八ページ下段左から九行目「連続」↓「連続」

九ページ上段右から五行目「謀介」↓「媒介」

一一ページ上段左から四行目「先見的」↓「先験的」

下段右から五行目「第二小法廷」↓「第一小法廷」（＊）

下段左から一行目「おこなわれてきた」の前に「くりかえし」を入れる。（＊）

えし」を入れる。（＊）

一二ページ下段左から八行目「△▽各」↓「△▽各」

一三ページ上段左から七行目「原告」↓「被告」、「被告」↓「原告」

（＊ #次闘争による何かのワープ）

一四ページ上段右から六行目「照回」↓「照会」

下段右から七～八行目「二・二八以降は」↓「八四・

一・一〇付で」（＊）

一六ページ下段左から二行目「申立についての」↓「申立の」（＊）

一七ページ上段右から一行目「開廷前に」の次に「（一）公判の

総体的関連性の手ごたえをたしかめつつ」を入れる。（＊）

上段右から一三行目「止揚するために」の次に「も」を入れる。（＊）

上段右から一四行目「特別抗告申立理由書」の前に「一・八付の」を入れる。（＊）

下段右から八行目のさいごに「をつける。」

下段左から四行目「なくなるのです。」↓「なくなるで

す。」

一八ページ下段右から一〇行目「執行官」↓「執行官」

二〇ページ上段右から一行目「A三六」↓「A三六七」

下段左から七行目と八行目の間に一行あける。（＊）

二二ページ上段右から〇行目「十一月一日」↓「十一月十日」（＊）

二二行目「執行異議」↓「執行抗告」（＊）

二二ページ左から一、二、五、六、一四行目「原告」↓「被告」

（＊ 一三ページの例と同様）

下段右から二行目（同前）

二三ページ上段左から八行目「先峰」↓「先鋒」（＊）

二四ページ上段右から五行目「提出し、即時抗告にもうつしを」↓

とる（＊）

二五ページ上段左から四行目「巡視」↓「巡礼」

下段左から八行目「請求書」↓「文書」（＊）

二六ページ上段右から七行目「（非）存在」の前に「裁判官は」を

加える。（＊）

上段左から九行目「八・二九付」↓「八・二九付」

二七ページ上段右から九行目「三・一」↓「三・二」

(*) この号二ページ参照)

下段右から八行目「各項を」↓「各項と」「、」をとる。

二八ページ上段右から二行目「一・一七」①「一・一七」

下段右から六行目さいごに「竹中、」を加える。(*)

二九ページ上段左から二行目「小野氏も」↓「小野氏が、」(*)

二九ページ上段左から一行目「前者」↓「林」(*)

下段右から六行目「除籍処分」の前に「学生四名の」を加える。(*)

下段左から九行目「屈服と」↓「屈服を」

三〇ページ下段右から六行目「また」↓「まだ」

三二ページ下段左から二行目「責任からも」↓「責任がある以上」

(*)

三三ページ上段右から五行目「要困」↓「要困」

上段左から七行目「応用した」↓「応用したい」

三四ページ上段左から四行目「おこなって」↓「展開して」(*)

下段右から一行目「七一・一六」↓「七一・六・一六」

下段右から九行目「学科」↓「学外」

下段左から四行目「対象化される」↓「対象化する」(*)

三五ページ上段右から四行目「一二・二二」↓「一一・二二」(*)

上段右から十行目「最高裁が」↓「最高裁の」

上段左から七行目「八四」↓「八三」

上段左から五行目「少なくとも」↓「少くとも」

三七ページ上段右から一行目「先見的」↓「先駆的」

下段右から一行目「全幻想性批判」↓「全幻想性領域」

(*)

三八ページ下段右から二行目「建設省」↓「兵庫県」(*)

三九ページ下段右から八行目「理在」↓「現在」

下段左から六行目「招きに」(*) 原文は「抜きに」であ

ったが、この無意識のへよみちがいのため、むしろ

△沖繩▽闘争の生命的なものが救抜されている、という

原文筆者・永里氏からのありがたい指摘があった。)

四〇ページ下段右から七行目さいごに「し」をつける。

四一ページ下段左から二行目「右かわ」↓「右から」

三六ページ下段左から七行目「大里教会」↓「門司大里教会」▽